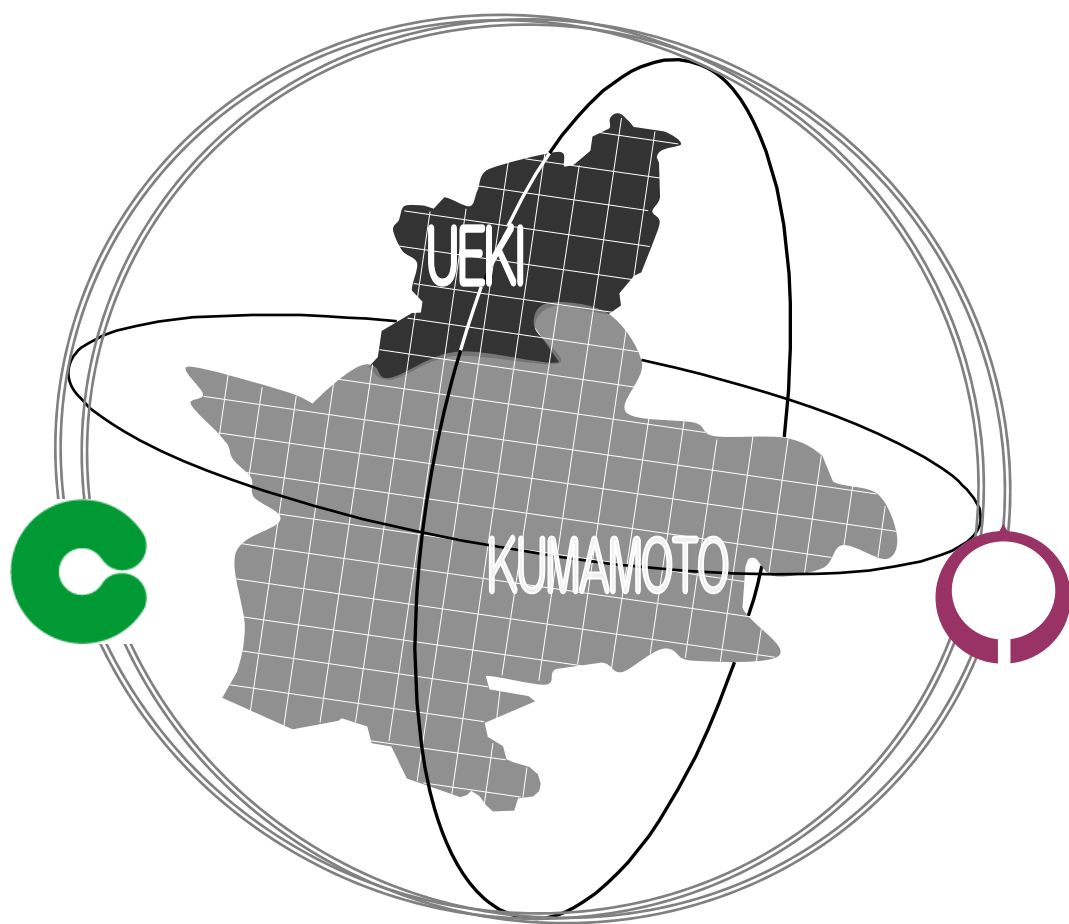


第6回

熊本市・植木町合併協議会



日 時	平成21年4月20日（月） 午前10時00分～
場 所	植木町生涯学習センター 2階 多目的ホール

目 次

〔報 告〕

議員専門部会からの報告	3
-------------	---

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第 7 号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	1 1
協議第 8 号	地域自治組織等の取扱いについて（その 1）	1 5
協議第 1 0 号	一般職の職員の身分の取扱いについて	2 7
協議第 1 2 号	一部事務組合等の取扱いについて	3 3
協議第 1 6 号	総務関係事業について（その 2）	3 9
協議第 2 1 号	環境保全関係事業について（その 2）	4 5
協議第 2 2 号	経済振興関係事業について（その 1-1）（その 2）	5 1
協議第 2 3 号	都市建設関係事業について（その 2）	6 3
協議第 2 7 号	政令指定都市移行に関する事項について（その 1）	6 9

(今回提案分)

協議第 2 号	合併の期日について（その 2）	8 1
協議第 5 号	財産及び債務の取扱いについて	8 3
協議第 8 号	地域自治組織等の取扱いについて（その 2）	8 9
協議第 1 1 号	合併市町村基本計画（素案）について	9 9
協議第 1 3 号	使用料・手数料の取扱いについて	1 0 1
協議第 1 4 号	公共団体等の取扱いについて	1 0 5
協議第 1 5 号	補助金・交付金等の取扱いについて	1 0 9
協議第 1 6 号	総務関係事業について（その 3）	1 1 5
協議第 2 0 号	子ども未来関係事業について（その 2）	1 2 7
協議第 2 2 号	経済振興関係事業について（その 3）	1 3 3
協議第 2 3 号	都市建設関係事業について（その 3）	1 4 5
協議第 2 7 号	政令指定都市移行に関する事項について（その 2）	1 5 1

〔 報 告 〕

平成21年4月13日

熊本市・植木町合併協議会

会 長 幸山 政史 様

熊本市・植木町合併協議会議員専門部会

副部会長 住 野 弘 行

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・植木町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

第4回議員専門部会報告書

開催日時 平成21年4月13日（月）
午前10時00分～午前11時00分
開催場所 熊本市 議会棟5階特別委員会室
出席委員 15名出席（1名欠席）

1. 審議の状況について

第4回熊本市・植木町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第2号及び協議第8号の審議を行い下記のとおり承認された。また、協議第11号について事務局からの説明を受けた。

（1）協議第2号 合併の期日について

「合併の期日については、平成22年3月23日とする。」

（2）協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

植木町合併特例区の規約（案）について原案どおり承認する。

（3）協議第11号 合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画（素案）について、事務局からの説明を受け、それぞれ持ち帰って検討を行うこととなった。

2. 議員専門部会で審議する項目の進捗状況

	提案	承認	状況
協議第1号 合併の方式	第1回	第1回	協議終了
協議第2号 合併の期日	第1回① 第4回②	第1回① 第4回②	協議終了
協議第3号 新市の名称	第1回	第1回	協議終了
協議第4号 新市の事務所の位置	第1回	第1回	協議終了
協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い			説明のみ(第2回)
協議第8号 地域自治組織等の取扱い	第2回① 第4回②	第3回① 第4回②	協議終了
協議第11号 合併市町村基本計画	第4回		

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年4月20日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回① 第6回②	第2回①	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い	第6回		
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第5回		
	⑧	地域自治組織等の取扱い	第5回① 第6回②		
	9	地方税の取扱い	第2回	第3回	協議終了
	10	一般職の職員の身分の取扱い	第5回		
	⑪	合併市町村基本計画	第6回①		
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い	第5回		
	13	使用料・手数料の取扱い	第6回		
	14	公共的団体等の取扱い	第6回		
	15	補助金・交付金等の取扱い	第6回		
各種事業項目	16	総務関係事業について	第4回① 第5回② 第6回③	第5回①	
	17	企画財政関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	18	市民生活関係事業について	第3回	第4回	協議終了
	19	健康福祉関係事業について	第3回① 第4回②	第4回① 第5回②	協議終了
	20	子ども未来関係事業について	第3回① 第6回②	第4回①	
	21	環境保全関係事業について	第2回① 第5回②	第3回①	
	22	経済振興関係事業について	第4回① 第5回② 第6回③	第5回①	
	23	都市建設関係事業について	第3回① 第5回② 第6回③	第4回①	
	24	教育関係事業について	第3回	第4回	協議終了
	25	水道関係事業について	第2回	第3回	協議終了
	26	電算関係事業について	第2回	第3回	協議終了
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について	第5回① 第6回②		

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したもの。

〔 前回提案分 〕

協議第 7 号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第 34 条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置き、次のとおり取り扱う。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。

- 1 農業委員会の委員の任期の取扱いについて、現行のとおり継続する。
- 2 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数の取扱いについて、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の任期	経済振興部会	第5回		
2	選挙区及び選挙区の委員の定数	経済振興部会	第5回		
農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い					
1	委員の構成	経済振興部会	事務局		
2	報酬及び費用弁償	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	1 委員の任期
協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の委員の任期は、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	任期 平成20年7月20日～平成23年7月19日	任期 平成18年3月30日～平成21年3月29日 (新農業委員：平成21年3月30日～ 平成24年3月29日)
相 違 点 と 課 題	委員の任期に相違がある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	小項目名	2 選挙区及び選挙区の委員の定数
協議内容	農業委員会の存続について、統合するのか、別個に存続するのか調整が必要である。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、それぞれの区域で、農業委員会を置く。ただし、新市が政令指定都市に移行する際、見直し・再編を行う。 農業委員会の選挙区及び選挙区の委員の定数は、現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	委員 選挙委員定数 40名 選挙区 市内を9選挙区に分割している	委員 選挙委員定数 15名 選挙区 植木町の全域
相 違 点 と 課 題	選挙区の数に相違点がある。	

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 1）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。

設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。

設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：総務部会

協議項目	地域自治組織等	小項目名	1 地域自治組織等
協議内容	1.地域審議会 2.地方自治法に基づく地域自治区 3.合併特例法に基づく地域自治区 4.合併特例区 の制度の活用について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。 設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。 設置期間は、合併の日から5年間とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度あり ○富合町合併特例区制度導入の経緯 ・第5回合併協議会 「合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。 1.名称は、富合町とする。 2.設置期間は、合併の日から5年間とする。」 が承認され、合併特例区の導入が決定した。 ・第10回合併協議会 「富合町合併特例区規約」が承認され、処理する事務等が決定した。 ○富合町合併特例区の概要・・・別紙のとおり	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度なし
相 違 点 と 課 題	地域自治組織等の取扱いで、4つの制度の活用が考えられる中、熊本市は、富合町と合併する際、合併により心配される事柄(①住民の声が届きにくくなるのではないかと②市の周辺部になることにより取り残されるのではないかと③地域の個性や伝統が失われるのではないかと等)に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置した。 植木町と合併する場合、これらの制度のうちどの制度を活用するのか。	

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ）	<u>条例により設置。</u>	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ）	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ） また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	<u>合併後の一定期間（上限5年）</u> ／ <u>協議による規約による</u>
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※ <u>任期は2年以内</u> （ <u>協議による</u> ）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※ <u>任期は2年以内</u> （ <u>協議による規約で定める</u> ）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから <u>市町村長の同意を得て区長が命じる。</u> 合併特例区職員は <u>市町村職員と併任。</u>
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	<u>規約で定められた合併特例区の手務を処理。</u>

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例で定める</u> 地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議により定める</u> 地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約で定める</u> 合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ----- ※合併特例区の予算や <u>規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により</u> 市町村長が選任。 ※任期は2年以内 (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により措置された財源を基に <u>独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

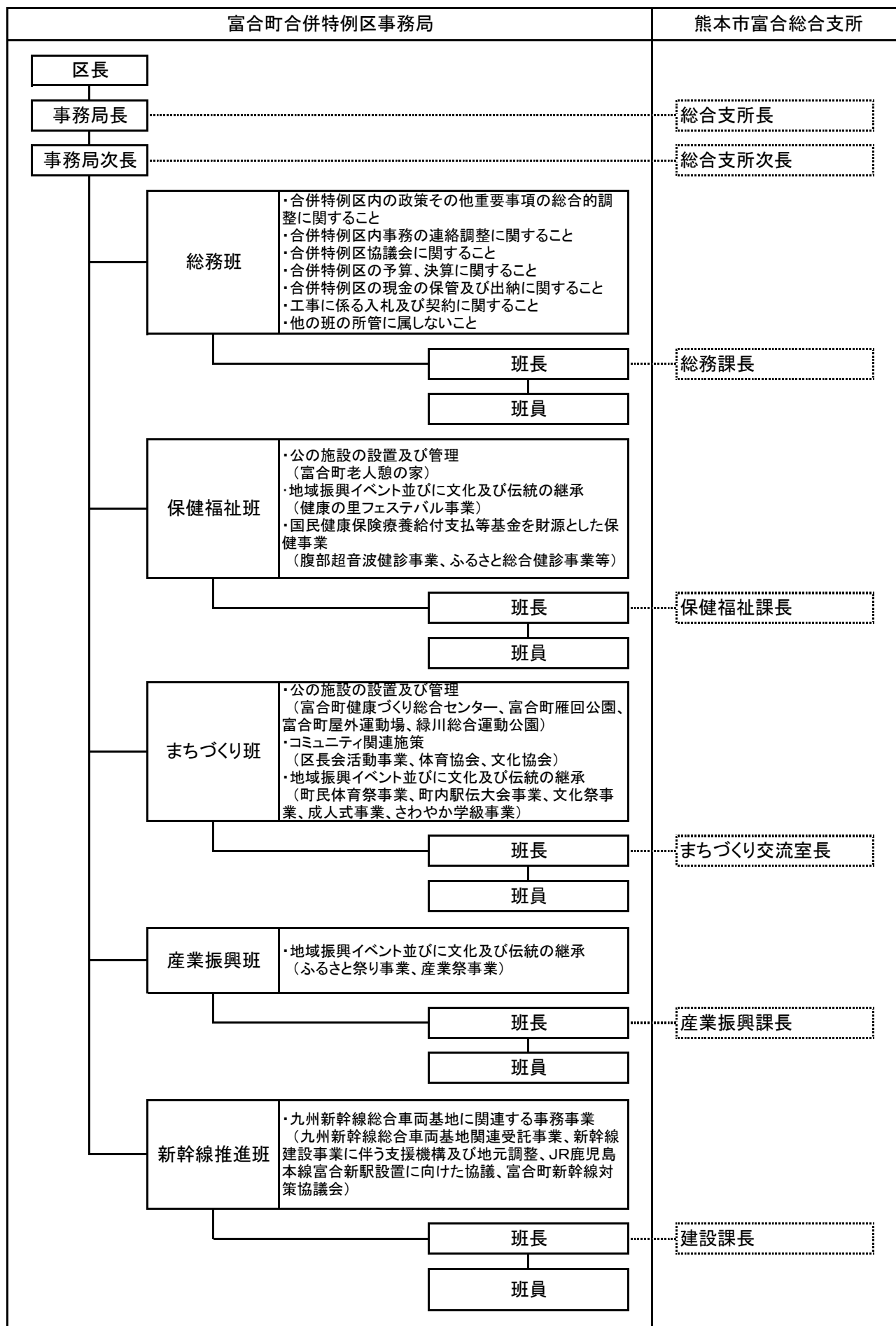
◆富合町合併特例区の概要

項目	概要
合併特例区	
名称	富合町
区域	合併前の富合町の区域
設置日	平成20年10月6日
設置期間	5年間(平成25年10月5日まで)
事務所の位置	旧富合町役場(現富合総合支所)内
処理する事務	1.公の施設の設置及び管理 2.コミュニティ関連施策 3.地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 4.九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 5.国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
予算	合併特例区の予算は、合併特例区の運営について必要と認める額を交付金として熊本市が交付する。 ※平成20年度 合併特例区交付金の額 90,633千円
合併特例区長	
選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから熊本市長が選任する。 ※設置時の区長:元町長
任期	2年
報酬	月額707,000円 (熊本市特別顧問を兼務)
権限	・合併特例区を代表し、その事務を総理する。 ・合併特例区の職員を指揮監督する。 ・法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
合併特例区協議会	
選任	・区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。 ※設置時の構成員:元町議会議員、元副町長
構成員数	合併特例区規約の定数:10人以内 ※選任した構成員数:10人
任期	2年
報酬	月額250,000円
権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。
活動(実績)	協議会:3回開催(平成21年1月1日現在) ※協議会活動のほか、部会による活動や地区嘱託員・富合区域選出市議会議員等との定期的な意見交換、合併特例区が実施する各種イベントへの参加等の活動を行っている。

富合町合併特例区の処理する事務

- (1) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 富合町健康づくり総合センター
 - ・ 富合町雁回公園
 - ・ 富合町屋外運動場
 - ・ 富合町老人憩の家
 - ・ 緑川総合運動公園
- (2) コミュニティ関連施策
 - ・ 区長会活動事業
 - ・ 体育協会
 - ・ 文化協会
- (3) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ ふるさと祭り事業
 - ・ 健康の里フェスティバル事業
 - ・ 産業祭事業
 - ・ 町民体育祭事業
 - ・ 町内駅伝大会事業
 - ・ 文化祭事業
 - ・ 成人式事業
 - ・ さわやか学級事業
- (4) 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
 - ・ 九州新幹線総合車両基地関連受託事業
 - ・ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整
 - ・ J R鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議
 - ・ 富合町新幹線対策協議会
- (5) 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
 - ・ 腹部超音波健診事業
 - ・ ふるさと総合健診事業等

富合町合併特例区の組織



富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有

し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

協議第 10 号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第 12 条により、全て新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(10 一般職の職員の身分の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一般職の職員の身分の取扱い					
1	職員任用・給与	総務部会	第5回		
一般職の職員の身分の取扱い					
1	給料等の支給方法	総務部会	事務局		
2	共済組合	総務部会	事務局		
3	職員勧奨退職	総務部会	事務局		
4	職員研修	総務部会	事務局		
5	職員団体	総務部会	事務局		
6	職員定数	総務部会	事務局		
7	職員の被服貸与	総務部会	事務局		
8	職員の分限・懲戒	総務部会	事務局		
9	税務手当	総務部会	事務局		
10	退職手当	総務部会	事務局		
11	服務規程	総務部会	事務局		
12	扶養・住居・通勤の認定	総務部会	事務局		
13	安全衛生	総務部会	事務局		
14	健康保険組合	総務部会	事務局		
15	福利厚生	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	一般職の職員の身分の取扱い	小項目名	1 職員任用・給与
------	---------------	------	-----------

協議内容	給与制度等の相違に関する協議
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に在職する植木町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、全て新市の職員として引き継ぐ。 職員関係の制度については、熊本市の制度に統一する。 職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	別紙	別紙
相違点と課題		

(別紙) 両市町の現況

1. 職員定数・職員数・平均年齢・平均給料月額

現 況			
区 分		熊 本 市	植木町
条例職員定数		6, 8 0 0 人	3 9 5 人
職 員 数		6, 1 5 5 人	3 6 0 人
内 訳	行 政 職	2, 4 6 1 人	1 6 1 人
	税 務 職	2 4 8 人	1 8 人
	薬剤師・医療技術職	1 6 7 人	1 5 人
	看護・保健職	5 1 3 人	7 4 人
	福 祉 職	1 7 9 人	2 6 人
	技能労務職	9 5 4 人	5 6 人
	消 防 職	6 2 5 人	—
	医 療 職	9 0 人	9 人
	教 育 職	2 0 9 人	1 人
	企 業 職	7 0 9 人	—
平 均 年 齢		4 3 歳 0 月	4 1 歳 9 月
平均給料月額		3 5 3, 0 0 0 円	3 1 5, 1 0 0 円

※「平成19年地方公務員給与実態調査」より

2. 級別標準職務分類（行政職関係）

○熊本市

一 般 職 の 級 別 分 類	1 級	主事補、技師補の職務及びこれに相当する職務
	2 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務
	3 級	①係長の職務及びこれに相当する職務
		②主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	4 級	①困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		②困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	5 級	①課長補佐の職務及びこれに相当する職務
		②特に困難な業務を行う係長の職務及びこれに相当する職務
		③特に困難な業務を行う主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務
	6 級	課長の職務及びこれに相当する職務
	7 級	部長職務及びこれに相当する職務
	8 級	局長の職務及びこれに相当する職務

○植木町

一般職 の 級 別 分 類	1級	主事補、定型的な業務を行う主事及びこれに相当する職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事及びこれに相当する職務
	3級	主査の職務及びこれに相当する職務
	4級	班長の職務及びこれに相当する職務 参事の職務及びこれに相当する職務
	5級	課長補佐の職務及びこれに相当する職務 主幹の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う班長の職務及びこれに相当する職務 困難な業務を処理する参事の職務及びこれに相当する職務
	6級	課長の職務及びこれに相当する職務 首席審議員、審議員の職務
	7級	重要な業務を所掌する課長の職務

3. 初任給基準

	熊本市	植木町
初任給（高校卒）	1級13号給 143,400円	1級5号給 140,100円

4. 給料表

	熊本市	植木町
給料表(行政職)	8級制	7級制

協議第 12 号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

一部事務組合等の取扱いについて

1 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 山鹿植木広域行政事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、植木町域に係るごみ処理に関する事務、消防に関する事務、ふるさと市町村圏計画に関する事務及びし尿処理に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。

(2) 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

(3) 熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。

(4) 植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(12 一部事務組合等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合	企画財政部会	第5回		
2	広域連合	企画財政部会	第5回		
3	事務の委託	企画財政部会	第5回		
一部事務組合等の取扱い					
1	一部事務組合(市町村職員共済組合)	企画財政部会	事務局		
2	一部事務組合等(介護認定審査会)	企画財政部会	事務局		
3	一部事務組合等(障害程度区分認定審査会)	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	1 一部事務組合
------	---------	------	----------

協議内容	植木町が一部事務組合に加入して処理を行っている事務については、熊本市は単独で事務処理を行っており、植木町が加入している一部事務組合の取り扱いをどのようにするか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	山鹿植木広域行政事務組合について、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退するが、熊本市が合併の日から当分の間、新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。期間、その他必要な事項については、今後協議する。 熊本県市町村総合事務組合については、植木町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	・宇城広域連合(平成20年10月6日加入) 構成市町 熊本市 宇土市 宇城市 城南町 美里町 旧富合地区における下記の業務について加入している。 ① ふるさと市町村圏計画に関すること ② 介護保険法に基づく介護認定審査会に関すること (平成21年3月31日まで) ③ 消防に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ ごみ処理に関すること ⑥ 火葬場の運営等に関すること ほか 平成 20 年度予算 119,734 千円 該当なし	・山鹿植木広域行政事務組合 ① ごみ処理に関すること ② 消防事務に関すること ③ ふるさと市町村圏計画に関すること ④ し尿処理に関すること ⑤ 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する 条例第2条の次に掲げるもの ア 火薬類取締法に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に 関する法律に基づく事務 平成 17 年度決算 582,286 千円 平成 18 年度決算 698,758 千円 平成 19 年度決算 665,013 千円 ・熊本県市町村総合事務組合 ① 退職手当に関すること ② 損害補償に関すること ③ 非常勤消防団に係る賞じゅつ金の支払に関すること ④ 災害の補償に関すること ⑤ 住民の交通災害見舞金に関すること 平成 17 年度決算 195,976 千円 平成 18 年度決算 230,174 千円 平成 19 年度決算 225,219 千円
相 違 点 と 課 題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	2 広域連合
協議内容	両市町が加入している広域連合について、今後どのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本県後期高齢者医療広域連合については、植木町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、熊本市において、引き続き継続加入する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	●熊本県後期高齢者医療広域連合 設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 運営経費 1. 構成市町村の負担金 ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 ・医療給付に要する費用に係る負担金等 負担金 平成 19 年度決算 117,719 千円	●熊本県後期高齢者医療広域連合 設立年月日 平成19年2月1日 構成市町村 熊本県内全ての市町村(47団体) 広域連合の事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務 運営経費 1. 構成市町村の負担金 ・共通経費(負担割合:均等割 10%、高齢者人口割 50%、人口割 40%) ・医療給付に要する費用 ・保険料その他の納付金 2. 国及び県等の支出金 ・医療給付に要する費用に係る負担金等 負担金 平成 19 年度決算 7,233 千円
相 違 点 と 課 題	両市町とも同じ広域連合に加入している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	一部事務組合等	小項目名	3 事務の委託
協 議 内 容	植木町が熊本県に委託して処理を行っている公平委員会の事務については、熊本市では人事委員会を設置して事務処理を行っており、植木町が委託している公平委員会の事務の取り扱いをどのようにするか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県 平成 19 年度決算 22,400 円
相 違 点 と 課 題	公平委員会の事務の委託を終了する協議を熊本県とする必要がある。	

協議第 16 号

総務関係事業について（その 2）

総務関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

- 1 総務関係事業のうち植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。
山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回	第5回	
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回	第5回	
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回	第5回	
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回	第5回	
3	常備消防	総務部会	第5回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回	第5回	
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
3	防災無線	総務部会	事務局		
4	水防業務	総務部会	事務局		
5	行事・大会等	総務部会	事務局		
6	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
7	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
8	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
9	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	入札事務	総務部会	幹事会		
4	物品の購入契約	総務部会	事務局		
5	指名参加願い及び資格審査	総務部会	事務局		
6	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
7	監査の時期	総務部会	事務局		

8	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
9	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		
10	有功者表彰	総務部会	事務局		
11	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
12	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	消防防災	小項目名	1 常備消防
協議内容	植木町は、山鹿植木広域行政事務組合により常備消防事務を行っており、熊本市と合併した場合の取扱方針を決定する必要がある。		
合併協議会協議結果(調整方針)	合併後の植木町域にかかる常備消防については、合併の日から当分の間、新市が新たに山鹿植木広域行政事務組合に加入する。 山鹿植木広域行政事務組合から脱退した際に、熊本市域と同等の消防体制の整備を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 常備消防組織 ①消防本部 ②消防署：3 署（中央消防署、西消防署、健軍消防署） ③消防出張所：出張所 13（清水出張所、楠出張所、北部出張所、島崎出張所、田崎出張所、小島出張所、川尻出張所、河内出張所、飽田・天明出張所、出水出張所、託麻出張所、小山出張所、平田出張所） ④その他庁舎：2（池田庁舎、南熊本庁舎）	1. 常備消防組織 ①山鹿植木広域消防本部（山鹿市） ②消防署：植木消防署 災害対応については、植木消防署にて対応 ※非常備消防（消防団）、消防水利施設の設置、維持管理の事務を除く。
相 違 点 と 課 題	・植木町における常備消防事務は、1市1町で構成する一部事務組合方式であるのに対し、熊本市は単独市により行っている。 ・植木町と山鹿植木広域行政事務組合との関係等を踏まえたうえで、合併後の植木町域の常備消防の体制を検討する必要がある。	

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 2）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	第5回		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	第5回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回	第3回 承認	
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	幹事会		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	幹事会		
4	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
5	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
6	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
7	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
8	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
9	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
10	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	4 廃棄物の処理及び清掃
協議内容	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 一部直営 月2回 3. 資源物等収集運搬 ①紙類 一部民間委託 週1回 ②資源物 びん・缶、古着、なべ類、自転車、乾電池 全部民間委託 月2回 ③ペットボトル 全部民間委託 月2回 4. 大型ごみ収集運搬 一部民間委託 戸別収集 委託業務:収集運搬 18 社 中間処理 5 社 収集運搬及び中間処理経費 平成 17 年度決算 558,951 千円 平成 18 年度決算 548,047 千円 平成 19 年度決算 516,250 千円 平成 20 年度予算 835,627 千円	1. 可燃ごみ収集運搬 一部民間委託 週2回 2. 不燃ごみ収集運搬 一部民間委託 月1回 3. 資源物等収集運搬 全部民間委託 月2回 植木町役場のみ週1回 4. 粗大ゴミ 一部民間委託 月1回 戸別回収は行っていない 可燃、不燃、粗大ゴミ一部回収運搬委託費(1社) 平成 17 年度決算 7,936 千円 平成 18 年度決算 7,936 千円 平成 19 年度決算 7,936 千円 平成 20 年度予算 7,936 千円 資源ごみ全域回収運搬委託費 平成 17 年度決算 17,800 千円 平成 18 年度決算 17,800 千円 平成 19 年度決算 17,800 千円 平成 20 年度予算 17,800 千円 役場分別収集指導委託費 平成 17 年度決算 310 千円 平成 18 年度決算 327 千円 平成 19 年度決算 341 千円 平成 20 年度予算 570 千円
相 違 点 と 課 題	①可燃ごみ以外のごみ収集の回数が異なる。 ②資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ③大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式収集)	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	5 ごみ収集事業
協議内容	①資源物等(分別ごみ)の分別品目数が異なる。 ②大型ごみの種類(定義)、収集方法が異なる。(熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月1回ステーション方式による収集)		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は現行のとおり継続し、脱退後、熊本市の例により統一する。		

制 度 比 較							
市 町 別 内 容	熊 本 市			植 木 町			
	1. 家庭ごみ用のごみ袋			1. 家庭ごみ用のごみ袋			
	・ 透明ポリ袋（市販のもの）						
	・ 平成21年10月1日より						
	燃やすごみを市の定期の収集により処分するとき。	特小袋（容量が5リットル相当のもの）1枚につき	4円	可燃物	容量	1ケース	1袋
		小袋（容量が15リットル相当のもの）1枚につき	12円		小 18ℓ	4,500円	240円
		中袋（容量が30リットル相当のもの）1枚につき	23円		中 30ℓ	5,200円	270円
		大袋（容量が45リットル相当のもの）1枚につき	35円		大 45ℓ	6,600円	330円
				1ケース：1袋20枚入りが25袋で総計500枚 1袋：1袋20枚入り			
	埋立ごみを市の定期の収集により処分するとき。	小袋（容量が15リットル相当のもの）1枚につき	12円	不燃物	容量	1ケース	1袋
中袋（容量が30リットル相当のもの）1枚につき		23円	小 18ℓ		3,300円	280円	
大袋（容量が45リットル相当のもの）1枚につき		35円	中 30ℓ		4,000円	320円	
			大 45ℓ		5,000円	390円	
			1ケース：1袋20枚入りが15袋で総計300枚 1袋：1袋20枚入り				
大型ごみ受付センター			大型ごみ受付センター				
家庭から排出される大型ごみについては、事前申込制（500円及び900円の2種類のシールをコンビニ等で販売）で、戸別収集で行っており、大型ごみ受付センターでは、市民からの事前申込受付及び各種ごみに関する質問・相談に関する対応を行っている。			植木町には設置していない				

	2. 資源物等分別（１１品目） ・びん、缶 ・なべ類 ・古着類 ・自転車 ・乾電池 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレ－ ・紙パック（拠点回収） 平成２１年１０月１日より ・食用油（一部市施設 平成 21 年 4 月 1 日より） ・蛍光管 ・乾燥生ごみ ・プラスチック製容器包装（平成 22 年 10 月 1 日予定）	2. 資源物等分別（１４品目） ・びん・缶 ・古着類 ・金物類 ・自転車 ・乾電池 ・蛍光灯 ・ペットボトル ・紙（新聞紙、チラシ ダンボール その他紙） ・白色トレ－ ・紙パック ごみ収集関係経費（山鹿植木広域行政組合負担金） 一般管理費 清掃費（クリーンセンター・最終処分場・リサイクルプラザ） 平成 17 年度決算 323,485 千円 平成 18 年度決算 370,946 千円 平成 19 年度決算 349,039 千円
相違点と課題	①資源物等（分別ごみ）の分別品目数が異なる。 ②大型ごみの種類（定義）、収集方法が異なる。（熊本市は 500 円または 900 円のシールを貼り、戸別の収集。植木町は戸別回収を行っておらず、一部民間委託で月 1 回ステーション方式による収集）	

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 1－1）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 2 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち中心市街地活性化対策事業について、現行のとおり継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回	
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回	第5回	
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回	
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回	
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回	継 続	
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
38	標準小作料	経済振興部会	事務局		

39	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
40	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
41	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
42	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
43	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
44	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
45	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
46	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
47	農区長制度	経済振興部会	事務局		
48	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
49	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
50	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
51	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
52	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
53	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
54	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
55	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
61	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
62	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
63	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
64	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
65	償還金	経済振興部会	事務局		
66	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
67	治山事業	経済振興部会	事務局		
68	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
69	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
70	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		

商工・観光関係事業の取扱い

1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	2 中心市街地活性化対策事業
協議内容	中心市街地活性化のための支援についてどう取り扱うか		
合併協議会協議結果 (調整方針)	現行のとおりに継続する。		

制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市		植 木 町
	1. 中心市街地活性化協議会運営支援事業 中心市街地活性化協議会の円滑な運営を支援する。 2. まちなか賑わい創出事業 音楽・大道芸等によるストリートパフォーマンス活動を年間を通じて支援し、まちなかの賑わい創出を図る。 3. 城下町大にぎわい市 10月第2土曜・日曜、シンボルロード周辺の公共スペースと道路を一部歩行者天国に活用し、熊本の全国に誇れる味と技をアピールする物産展等を開催する。 平成17年度決算 9,500千円 平成18年度決算 11,500千円 平成19年度決算 16,000千円		1. 中心市街地商業活性化業務委託事業 中心市街地の都市再生に向けた土地区画整理事業推進、商店街の活性化を図るため、植木まちづくり株式会社への業務委託を実施。 (業務内容) ・区画事業進捗に合わせた街並み形成事業 ・テナントミックス拠点形成事業 ・商店街整備事業 ・中心市街地活性化協議会の運営 ・その他の事業 平成17年度決算 4,000千円 平成18年度決算 4,000千円 平成19年度決算 4,000千円
相違点と課題			

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 2）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち農業委員会あっせん基準について、それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回	
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回	第5回	
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回	
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回	
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回	継 続	
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	次回以降		
14	土地改良区	経済振興部会	事務局		
15	例規	経済振興部会	事務局		
16	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
17	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
18	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
19	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
20	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
21	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
22	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
23	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
24	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
25	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
28	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
29	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
30	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
31	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		
32	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
33	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
34	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
35	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
36	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
37	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
38	標準小作料	経済振興部会	事務局		

39	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
40	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
41	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
42	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
43	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
44	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
45	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
46	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
47	農区長制度	経済振興部会	事務局		
48	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
49	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
50	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
51	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
52	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
53	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
54	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
55	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
57	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
60	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
61	農業集落排水事業	経済振興部会	次回以降		
62	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
63	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
64	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
65	償還金	経済振興部会	事務局		
66	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	次回以降		
67	治山事業	経済振興部会	事務局		
68	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
69	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
70	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	観光イベント関連	経済振興部会	次回以降		
2	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
3	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
5	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
6	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
9	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
10	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
11	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
14	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
15	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
17	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
18	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
19	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
20	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
21	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
22	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		

23	流通機能促進事業	經濟振興部会	事務局		
24	食品工業団地活性化事業	經濟振興部会	事務局		
25	産業文化会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
26	産業文化会館施設整備事業	經濟振興部会	事務局		
27	雇用対策事業	經濟振興部会	事務局		
28	職業技能向上支援事業	經濟振興部会	事務局		
29	商店街振興事業	經濟振興部会	事務局		
30	商工会補助金	經濟振興部会	次回以降		
31	中小企業団体支援事業	經濟振興部会	事務局		
32	労働環境・福祉向上事業	經濟振興部会	事務局		
33	商業活性化支援事業	經濟振興部会	事務局		
34	流通情報会館管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
35	動植物園管理運営事業	經濟振興部会	事務局		
36	動植物園集客対策事業	經濟振興部会	事務局		
37	動植物園再編整備事業	經濟振興部会	事務局		
38	誘致企業関連事業	經濟振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	6 農業委員会あっせん基準
協議内容	経営類型及び基準面積、目標面積にも違いがある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	それぞれの区域に農業委員会が設置されている間は、各農業委員会において現行のあっせん基準の設定を存続させる。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	農地移動適正化あっせん基準	農地移動適正化あっせん基準	
	基準面積	基準面積	
	水稻、野菜、果樹、花き、畜産等専業的経営及び複合経営	春夏スイカ＋花(スイカが主)	106a
	122a	花・花＋春夏スイカ(花が主)	50a
	施設園芸(花き専業)	春夏スイカ＋秋冬メロン	106a
	50a	ハウスみかん＋露地みかん	106a
	新規就農者(農業後継者を除く)	50a	
	目標面積	春夏スイカ＋露地みかん	106a
	水稻・麦・大豆	1000a	
	温州みかん	385a	
	冬春なす	55a	
	秋冬メロン＋春メロン	180a	
	周年アールスメロン	180a	
	春夏すいか＋春冬メロン	190a	
	冬春トマト	35a	
	秋冬メロン＋春夏レイシ	150a	
	温州みかん＋不知火	310a	
	温州みかん＋落葉果樹	395a	
	キク(電照)	120a	
	バラ	35a	
	カーネーション	45a	
	酪農 経産牛	100頭	
相違点と課題	経営類型及び基準面積、目標面積にも違いがあるため統一する必要がある。		

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち土地区画整理事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。
また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枡設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	都市計画	小項目名	1 土地区画整理事業
------	------	------	------------

協議内容	・現在、両市町で着手している事業の取扱いについて ・また、植木町の施行区域（計画区域）において着手されていない未着手部分の取扱いについて
合併協議会協議結果（調整方針）	植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	○現在市で施行している「熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業」に関して、以下のように条例などを制定して施行している。 ①熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例 ②熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会規則 ※ 地 区 名：熊本駅西地区 施 行 者：熊本市 施行面積：18.1ha 施行期間：平成13年度（12月10日）～平成28年度 事業費：約258億円	○植木土地区画整理施行区域（計画区域） 施行区域 90.8ha ○植木中央土地区画整理施行地区（認可地区） 現在町で施行している「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業」に関して、以下のように規程などを制定して施行している。 ①植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行規程 ②植木都市計画事業植木中央土地区画審議会会議規則 ※ 地 区 名：植木中央地区 施 行 者：植木町 施行面積：17.5ha 施行期間：平成11年度～平成30年度 事業費：147億4,700万円
相違点と課題	・施行区域90.8haのうち73.3haが未着手である。	

協議第 27 号

政令指定都市移行に関する事項について（その 1）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

政令指定都市移行に関する事項について

1 政令指定都市移行に伴う都市計画関係の取扱いについては、次のとおり取り扱うものとする。

（1）合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分（線引き）は行わないものとする。

合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。

（2）市街化調整区域における開発等については、地区計画制度や都市計画法第 34 条に基づく許可等、地域の実情に応じた適切な運用を行う。

（3）線引きと同時に集落内開発制度の適用を行う。

なお、集落内開発制度の制度設計にあたっては、植木地域の集落の特性を考慮して作成する。

（4）線引きや開発制度については、住民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行い、制度の周知を図っていく。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(27 政令指定都市移行に関する事項)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
都市計画関係の取扱い					
1	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第5回		
2	市街化調整区域における開発等	都市建設部会	第5回		
区役所関係の取扱い					
1	区役所の取扱い	企画財政部会	次回以降		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	政令指定都市移行に関する事項	小項目名	1 都市計画区域及び区域区分
協議内容	都市計画区域の存続・統合について 区域区分の指定について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時は、植木都市計画区域を現行のまま引き継ぎ、区域区分（線引き）は行わないものとする。 合併後に政令指定都市に移行したのち、都市計画法に基づき区域区分の指定が行われることとなる。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	(都市計画区域) ・ 熊本都市計画区域（区域区分有り） 23,138ha ・ 植木都市計画区域（区域区分なし） 137ha ※都市計画区域外（旧河内町） 3,447ha 【行政区域：26,722ha】	(都市計画区域) 植木都市計画区域（区域区分なし） 6,718ha 植木町の全域 6,581ha 熊本市の一部 137ha 【行政区域：6,581ha】
	(区域区分) 市域の大半が区域区分を有する熊本都市計画区域に指定されている。 熊本都市計画区域 (23,138 ha) ・ 市街化区域 10,095 ha ・ 市街化調整区域 13,043 ha ※市街化区域には用途地域を指定している。	(区域区分) 区域区分の指定なし 植木都市計画区域 6,718ha (熊本市の一部 137ha を含む) 用途区域 271ha (熊本市の一部 14ha を含む)
相 違 点 と 課 題	・ 熊本都市計画区域は市街化区域、市街化調整区域の線引きがあるが、植木都市計画区域には線引きがない。 ・ 合併後、政令指定都市になった場合、線引きが必須となるため、植木都市計画区域においても線引きを行うこととなる。	

市街化調整区域における開発等について

1 都市計画の区域区分（線引き）の意義

市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和等を図ることを目的として定めるものである。

政令指定都市においては、市街化区域と市街化調整区域の線引きが必須となっているため、仮に、熊本市と植木町が合併し、政令指定都市に移行した場合には、現在、非線引きの植木町域においても県により線引きが行われることになる。

<参 考> 都市計画法

第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

二 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

2 市街化調整区域における開発等

市街化調整区域においては、建築や開発行為が制限されるが、次のような場合には建築や開発行為が可能となる。

(1) 既存建築物の建替えについて

市街化調整区域になる以前から建てられている建築物について、同用途、同規模の建替え（造成を行わないもの）は、既存の権利として認められる。（建築許可不要）

- ・建て替え後の延床面積の合計が、従前の1.5倍まで建替えが可能。
- ・個人住宅については、従前の1.5倍又は200㎡以内の立替えが可能。
- ・建ぺい率40%・容積率80%以内の場合も建替えが可能。

(2) 線引き時の移行緩和について

線引きが行われる前に農地転用の許可を受けていた者は、線引きから6月以内に既存権利届出書を熊本市長に届け出れば、当該目的に従って、5年以内に開発・建築ができる。（線引きから5年以内に完了すること）

(3) 農家住宅の建築について

農林漁業用に供する建築物、農林漁業従事者の住宅は、市街化調整区域内であっても建築が可能である。（開発許可、建築許可不要）

(4) 分家住宅・日用品店舗等の建築について（都市計画法第34条第1号等）

市街化調整区域において、都市計画法第34条に該当する分家住宅、社会福祉施設、日用品店舗等の建築は可能である。

※各々に立地場所、敷地、接する道路、建物、建てる方の資格、技術基準などの許可基準が定められており、この基準に適合するものでなければならない。併せて、建てようとする土地が農地の場合は、農地転用ができる農地か確認が必要である。

〔日用品店舗等の例〕

○小売店

呉服・服地・寝具、靴・履物、各種食料品、酒、食肉、鮮魚、野菜・果実、菓子・パン、米穀類、コンビニエンスストア、牛乳、自転車、畳、金物、家庭用機械器具、荒物、陶磁器・ガラス器、医薬品、農耕用品、

燃料、書籍・文房具、スポーツ用品、玩具・娯楽用品、写真機・写真材料、時計・眼鏡、たばこ、花・植木等

○一般飲食店（一般食堂、そば・うどん、すし、喫茶店等）

○専門サービス店（写真業、クリーニング業、理髪店、美容室等）

○その他（マッサージ、学習塾、タクシー業等）

（５）温泉施設の建築について（都市計画法第３４条第２号）

温泉施設について、都市計画法第３４条第２号（鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物等）を適用することにより、これまでと同様な建築が可能となる。

ただし、適用地区の指定が必要である。

（６）沿道サービス施設の路線指定について（都市計画法第３４条第９号）

都市計画法第３４条第９号に基づき、ドライブイン、ガソリンスタンド等の建築を可能とする主要幹線道路の指定について検討する。

なお、市街化調整区域の既存沿道施設は、同用途、同規模の建物の建替えは既存の権利として認められる。

（７）地区計画の運用について

市街化調整区域における大規模開発については、都市計画審議会の議を経て地区計画の都市計画決定がなされた場合、開発許可の対象となる。

○住居系地区計画立地基準等

住居系	一般区域	○市街化区域に隣接 ○開発面積 5 ha 以上
	指定区域	○市街化区域に隣接。周辺の土地利用上やむを得ない場合は、近接でも可能 ○開発面積 1 ha 以上

〔その他〕 地区内主要道路は、6. 5 m以上の公道に2箇所以上接続。

市街化区域に隣接し、河川等によりそれ以上の区域の広がりが見込めない等の場合には、0. 5 ha 以上の区域を認める。

○非住居系（産業立地型）地区計画立地基準等

非住居系	○市街化区域に隣接及び近接の要件なし ○隣接する場合、用途地域が工業系であること ○開発面積1ha以上 ○市長が指定する幹線道路に面すること ○開発にともなう混雑度の増加が5%未満、かつ現状又は開発後の混雑度が1.5以上でないこと。 ○幹線道路から各敷地に直接乗入れないよう各敷地に前面道路を配置すること
------	--

（８）集落内開発制度について

市街化調整区域内の集落について、条例に基づき、一定の区域を指定して、その指定区域内での一定の開発を認める集落内開発制度を導入する。

現在、熊本市において、平成21年度内の条例制定に向け、熊本県の条例を基に制度設計を行っているところである。

制度導入にあたっては、住民の意見を聴きながら、地域の実情に即した制度となるように十分に検討を重ねていく予定である。

＜参 考＞ 熊本県の集落内開発制度の概要

◆基準等

- ①建築物の敷地間の最短距離（隣接敷地間の最短距離）が原則として50m以内で、おおむね50以上の建築物が連たんしていること。
- ②建築物の用に供されている敷地面積が当該区域の総面積に占める割合率が過半以上あること。
- ③次の区域は、指定区域に含まれないものとする。
 - ・ 洪水、湛水、津波、高潮等の災害の恐れがある区域
 - ・ 優良農地（農振農用地）など
 - ・ 優れた自然風景の維持、環境保持、水源涵養のため保全すべき区域
- ④幅員6m以上の主要な道路が適当に配置されており、かつ、6.5m以上の区域外道路に接続していること。
（災害の防止、通行の安全等に支障がない場合は、それぞれ幅員4m以上の道路とすることができる。）
- ⑤排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。
- ⑥水道その他の給水施設が、原則として区域内において想定される需要に支

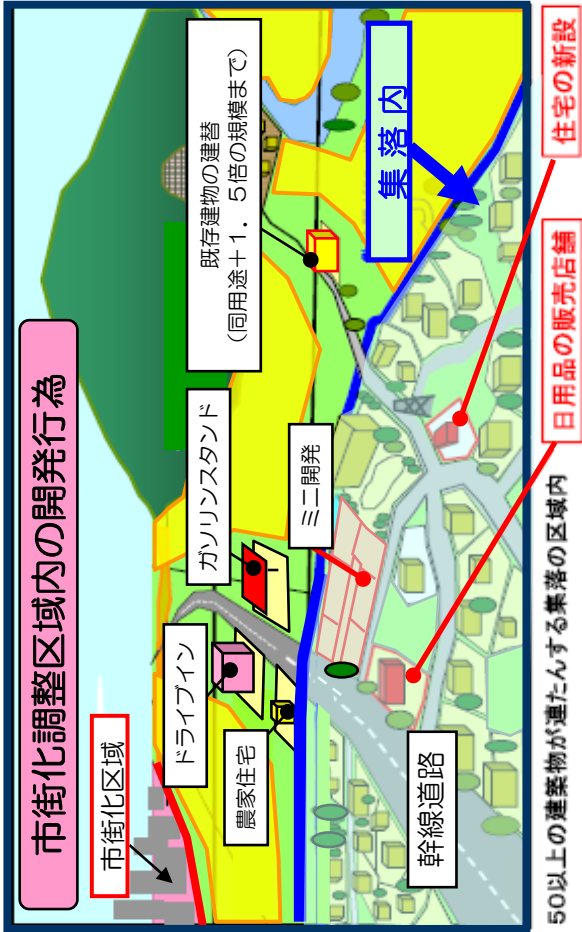
障を来さないよう適当に配置されていること。

◆建築物の用途

条例指定区域内で建築できるもの（地上10m以下で、地階を除く階数が2階以下のものに限る。）

- ①住宅（共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く）
- ②店舗面積が500㎡以内の日用品販売店舗
- ③店舗併用住宅（①、②に該当するもの）

市街化調整区域の開発制度のイメージ



市街化区域

市街化調整区域
の集落の区域

農振農用地

市街化区域

市街化調整区域
の集落の区域

農振農用地

市街化調整区域の開発行為

市街化区域

市街化調整区域
の集落の区域

農振農用地

市街化区域

市街化調整区域
の集落の区域

農振農用地

一熊本県条例による集落内の開発条件

- 50以上の建築物が連たんする集落の区域内：宅地率50%
- 連たんとは、敷地間の距離が50m以内であること。
- 建築物の用途
 - 住宅、長屋（共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く）
 - 店舗面積500㎡以内の日用品販売店舗
- 建築物は地上10m以下で地階を除く階数が2階以下のものに限る。

〔 今回提案分 〕

協議第 2 号

合併の期日について（その 2）

合併の期日について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併の期日について

合併の期日は、平成 2 2 年 3 月 2 3 日とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 5 号

財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

財産及び債務の取扱いについて

植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(5 財産及び債務の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
1	財産及び債務の取扱い				
1	財産及び債務	企画財政部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	財産及び債務の取扱い	小項目名	1 財産及び債務
------	------------	------	----------

協議内容	市（町）有財産、有価証券、出資による権利、債権、起債、債務負担行為、基金の取扱いについて
合併協議会協議結果（調整方針）	植木町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。 ただし、減債基金を除く一般会計の基金については、合併直前における残高相当額を合併後に新設する基金に積み立て、植木地域における都市基盤整備等に充てるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	別紙のとおり	別紙のとおり
相違点と課題		

財産に関する調書

(平成19年度末現在)

1. 土地及び建物

(単位: m²)

(単位: m²)

区 分		土 地 (地積)			建 物 (延面積)		
		熊本市	植木町	両市町計	熊本市	植木町	両市町計
本 庁 舎		128,024.97	22,758.00	150,782.97	86,479.89	6,964.00	93,443.89
その他の 行政機関	消防施設	47,851.53	1,138.00	48,989.53	22,976.65	0.00	22,976.65
	その他の施設	779,318.14	0.00	779,318.14	113,184.81	0.00	113,184.81
公共用 財 産	学 校	2,466,009.73	228,939.00	2,694,948.73	772,945.79	52,388.00	825,333.79
	公営住宅	1,184,220.67	79,898.00	1,264,118.67	855,873.03	17,057.00	872,930.03
	公 園	2,479,341.35	356,937.00	2,836,278.35	17,174.20	3,695.00	20,869.20
	その他の施設	2,332,391.12	99,831.00	2,432,222.12	327,882.52	24,701.00	352,583.52
山 林		198,856.59	36,741.00	235,597.59	0.00	0.00	0.00
普通財産		282,041.16	94,933.00	376,974.16	38,504.32	6,808.00	45,312.32
合 計		9,898,055.26	921,175.00	10,819,230.26	2,235,021.21	111,613.00	2,346,634.21

2. 有価証券

(単位: 千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
株 券	154,610	0	154,610

3. 出資による権利

(単位: 千円)

区 分		熊本市	植木町	両市町計
出資金	件 数	15	9	24
	金 額	526,907	989,313	1,516,220
出捐金	件 数	26	8	34
	金 額	3,436,177	37,319	3,473,496

4. 債権

(単位: 千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
件 数	20	2	22
金 額	2,181,320	23,082	2,204,402

5. 起債の取扱い(普通会計)

(単位:千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
地方債残高(平成19年度末)	278,125,386	11,820,269	289,945,655
公債費比率	19.3%	15.4%	
起債制限比率	14.4%	11.1%	
実質公債費比率	13.9%	14.9%	

6. 債務負担行為

(単位:千円)

区 分	熊本市	植木町	両市町計
債務負担行為限度額	33,815,028	2,722,089	36,537,117
平成20年度以降の支出予定額	16,954,351	2,195,149	19,149,500
上記のうち一般財源	13,153,732	2,189,780	15,343,512

7. 基金一覧表

(単位:千円)

熊 本 市			植 木 町		
一 般 会 計	① 財政調整基金	10,987,388	一 般 会 計	① 財政調整基金	789,822
	② 減債基金	886,531		② 減債基金	450,176
	③ エンゼル基金	337,689		③ 奨学資金基金	15,796
	④ 交通遺児援助基金	64,849		④ 農業後継者育成基金	30,000
	⑤ ふるさとの森保全基金	579,361		⑤ 地域福祉基金	235,467
	⑥ 人づくり基金	582,747		⑥ ふるさと水と土保全基金	10,022
	⑦ ふるさとの水と土保全対策基金	10,820		⑦ 土地開発基金	235,274
	⑧ 熊本城復元整備基金	13,663	特 別 会 計	(⑧参考:ふるさと支援寄附基金 20° 新設)	
	⑨ スポーツ振興基金	130,891		小 計	1,766,557
	⑩ 文化財保存修復基金	271,734		⑨ 国民健康保険療養給付調整基金	31,455
	⑪ 土地開発基金	2,598,187		⑩ 簡易水道財政調整基金	44,002
	⑫ 美術品等取得基金	409,636		⑪ 介護保険介護給付費支払等基金	87,285
	⑬ 部落有財産積立金	38,470		(⑫参考:都市計画下水道事業財政調整基金 20° 新設)	
合計		16,911,966	合計		1,929,299

※1～4・・・「熊本市」は旧熊本市と旧富合町を合算した数値

※5～7・・・「熊本市」は平成19年度地方財政状況調査報告値に基づく旧熊本市の数値

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 2）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

植木町合併特例区の規約について、別紙（案）のとおり提案する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		
2	合併特例区の処理する事務	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 全部会

協議項目	地域自治組織等の取扱い	小項目名	2 合併特例区の処理する事務
協議内容	植木町合併特例区の処理する事務について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木町合併特例区の実務として実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	該当なし	(1) コミュニティ関連施策 ○自治（地域）活動支援事業 嘱託員制度から町内自治会制度への移行及び校区自治協議会設立に関する支援を実施する。 ○植木町地域魅力アップ推進事業 ・地域の活動や地域の特色を生かした取り組みを今後町内一円で展開するため、優れた取り組みに対し補助金を交付。 ・地区及び行政区単位に、1 地区 30 万円を限度 平成 21 年度予算 2,700 千円 (2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 ○植木町はってん祭事業 植木町の恒例の夏祭りとして平成 20 年度で第 36 回を迎えている。 植木町はってん祭実行委員会へ助成。 平成 21 年度予算 5,100 千円 ○地域農業活性化事業（すいか祭りなど） すいか祭りなどを推進するため農業イベントなどを行う。（新市基本計画事業） ○田原坂ウォークラリー事業 史跡「田原坂」周辺を散策する、観光振興を目的として平成 3 年度から開催している。 平成 21 年度予算 1,188 千円

	○田原坂健康マラソン大会事業 町民の健康を増進と「田原坂」PRを兼ね開催。 平成20年度で第40回を迎えている。 田原坂健康マラソン大会実行委員会へ補助。 平成21年度予算 500千円 ○民謡「田原坂」全国大会事業 民謡「田原坂」の普及と継承を目的として、平成9年度から毎年開催している。 民謡「田原坂」全国大会実行委員会へ助成。 平成21年度予算 575千円 ○西南の役田原坂戦没者追悼式事業 西南戦争の激戦地、史跡「田原坂」の保存、顕彰に務め、亡くなった方々を追悼する「西南の役田原坂戦没者追悼式」を毎年田原坂顕彰会が開催している。 平成21年度予算 300千円 ○植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業 植木町、玉東町で点在する「西南の役」の史跡を連携させ、豊富な農産物や観光資源を組み込み、修学旅行も含めた観光振興を行い、史跡「田原坂」の国指定史跡化を目指す。（新市基本計画事業） ○植木町文化ホール自主文化事業 平成5年度に植木町生涯学習センターが開設されたことに伴い、植木町文化ホール自主文化事業協会への委託事業として、コンサートや講演会などを植木町文化ホールで行っている。 平成21年度予算 4,062千円 ○植木町生涯学習自主講座事業 平成21年度より受講生の自主的な講座に移行することに伴い、22講座を開設している。 ○敬老会事業 75歳以上の高齢者を対象として、毎年敬老の日に、町内9地区で開催している。（各地区に業務委託。） 平成21年度予算 2,630千円
--	---

	○植木町戦没者追悼式事業 毎年 10 月 16 日に植木町文化ホールにて、植木町遺族会の委託事業として開催している。 平成 21 年度予算 596 千円 (3) 観光振興に関連する事業 ○植木温泉観光振興助成事業 植木温泉の振興を目的として、植木温泉観光旅館組合の運営費を助成。 平成 21 年度予算 800 千円 ○植木温泉納涼花火大会助成事業 はってん祭共催として、毎年、植木温泉付近の合志川河川敷で開催されている。 植木温泉観光旅館組合へ助成。 平成 21 年度予算 1,700 千円 ○植木町観光協会助成事業 広域観光の推進と観光振興のため各種事業を行っている。 植木町観光協会へ助成。 平成 21 年度予算 2,240 千円 ○観光案内人助成事業 植木町の観光名所について無料で観光ガイドを行っている。 植木町観光ガイドの会へ助成 平成 21 年度予算 800 千円 (4) 公の施設の設置及び管理 ○史跡「田原坂」公園（田原坂資料館を含む。） 国内最大・最後の内戦「西南の役」で最大の激戦地「田原坂」にある公園で、サクラ・つつじの名所、西南の役の戦没者慰霊塔がある。 また、資料館は「西南の役」関係品の展示しており、年間 3 万人の入場者がある。 ※新市基本計画事業として、田原坂資料館の改築を計画している。 平成 21 年度予算 5,300 千円
--	--

	○植木町文化ホール ・ホール 舞台(間口 15m×奥行き 12m)、固定席 601、車いす席 4、母子室があり音楽界や演劇会などのイベントが可能。 楽屋(洋・和室)及び控室あり。 ・リハーサル室兼軽運動室 広さ 116.88 m²あり、リハーサルやエアロビクスダンスなどの軽運動が可能。 ・ホワイエ 広さ 320.71 m²あり、絵や書道などの展示ギャラリーとして利用が可能。 平成 21 年度予算 9,958 千円
相違点と課題	

植木町合併特例区規約（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の鹿本郡植木町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

（名称）

第2条 合併特例区の名称は、植木町とする。

（設置期間）

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

（合併特例区の処理する事務）

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- （1） 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- （2） 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- （3） 区域における観光振興に関連する事業に関すること。
- （4） 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。

（事務所の位置）

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の鹿本郡植木町大字岩野238番地1に置く。

（区長の任期）

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

（区長の権限）

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（合併特例区協議会の構成員の選任等）

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第 9 条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第 10 条 構成員の定数は、16 人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第４条関係）

名 称	所在地（合併前）
史跡「田原坂」公園	植木町大字豊岡８５８番地１
植木町文化ホール	植木町大字岩野２３８番地１

(参考資料)

植木町合併特例区の処理する事務について

(1) コミュニティ関連施策

- ・ 自治（地域）活動支援事業
- ・ 植木町地域魅力アップ推進事業

(2) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承

- ・ 植木町はってん祭事業
- ・ 地域農業活性化事業（すいか祭りなど）
- ・ 田原坂ウォークラリー事業
- ・ 田原坂健康マラソン大会事業
- ・ 民謡「田原坂」全国大会事業
- ・ 西南の役田原坂戦没者追悼式事業
- ・ 植木・玉東「西南の役フィールドミュージアム」事業
- ・ 植木町文化ホール自主文化事業
- ・ 植木町生涯学習自主講座事業
- ・ 敬老会事業
- ・ 植木町戦没者追悼式事業

(3) 観光振興に関連する事業

- ・ 植木町観光協会助成事業
- ・ 植木温泉納涼花火大会助成事業
- ・ 植木温泉観光振興助成事業
- ・ 観光案内人助成事業

(4) 公の施設の設置及び管理

- ・ 史跡「田原坂」公園（田原坂資料館を含む。）
- ・ 植木町文化ホール

※市町村の合併の特例等に関する法律に基づく、新市基本計画の進行管理等を行う。

協議第 11 号

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

合併市町村基本計画について

合併市町村基本計画については、別添のとおりとする。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

協議第 13 号

使用料・手数料の取扱いについて

使用料・手数料の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

使用料・手数料の取扱いについて

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(13 使用料・手数料の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
1	使用料・手数料の取扱い				
	使用料・手数料	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 全部会

協議項目	使用料・手数料の取扱い	小項目名	1 使用料・手数料
------	-------------	------	-----------

協議内容	使用料・手数料の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の制度については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実情等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

使用料・手数料

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
19	保-2	承認	火葬場使用料	火葬場使用料	合併時に統一
22	農-1	提案中	—	農業集落排水使用料	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ
23	建-3	提案中	市営住宅使用料	町営住宅使用料	合併時に統一 建替えを行うまでは利便性係数で調整
23	下-2	承認	下水道使用料	下水道使用料	合併時に統一
24	教-7	承認	各種体育施設使用料	各種体育施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続
24	教-10	承認	公民館使用料	公民館使用料	植木町中央公民館は合併時に統一

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
17	納-7	承認	税務証明手数料	税務証明手数料	合併時に統一
18	窓-5	承認	住基・戸籍手数料	住基・戸籍手数料	合併時に統一
18	そ-26	承認	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	地籍手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	合併時に統一
22	農-36	承認	農業委員会諸証明手数料	農業委員会諸証明手数料	合併時に統一
22	農-52	承認	農用地区域でない旨の証明手数料	農用地区域でない旨の証明手数料	合併時に統一
24	教-81	承認	学校施設使用料	学校施設使用料	合併時に統一 植木住民の場合は5年間継続

協議第 14 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統一に努める。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(14 公共的団体等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
1	公共的団体等の取扱い				
	公共的団体等	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名: 全部会

協議項目	公共的団体等の取扱い	小項目名	1 公共的団体等
------	------------	------	----------

協議内容	公共的団体等の取扱いについて
合併協議会 協議結果 (調整方針)	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら統一に努める。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

公共的団体等

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
22	農-4	承認	農業用廃プラスチック類処理対策協議会	農業用廃プラスチック類処理対策協議会	5年間継続、その後の取り扱いの関係機関と協議調整
24	教-8	承認	PTA協議会	PTA連絡協議会	一本化する方向で調整(5年を限度)

幹事会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
24	教-77	承認	体育協会	体育協会	合併時に統一

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
18	教-10	承認	—	総合社会教育推進協議会	5年間継続、その間に組織の方向性を検討
20	教-4	承認	子ども会育成協議会	子ども会育成者連絡協議会	5年間継続、その後統一
22	農-13	承認	土地改良区	土地改良区	存続
22	農-45	承認	農政推進協議会	農業振興地域整備促進協議会	合併後、植木地域農政推進協議会を設置 農振変更時期に統一
22	農-48	承認	認定農業者協議会	認定農業者連絡協議会	5年間継続、その間調整
22	農-59	承認	地域水田農業推進協議会	地域水田農業推進協議会	5年間継続、その後協議調整
22	商-36	承認	—	誘致企業連絡協議会	5年間継続、その間協議会のあり方を検討

協議第 15 号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。

ただし、植木町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(15 補助金・交付金等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
補助金・交付金等の取扱い 1					
	補助金・交付金等	全部会	第6回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 全部会

協議項目	補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金・交付金等
協議内容	補助金・交付金等の取扱いについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	両市町で同一または同種の補助金等については、原則として熊本市の例に統一する。ただし、植木町独自の補助金等については、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	「事務事業調査票」に掲載	「事務事業調査票」に掲載
相 違 点 と 課 題		

補助金・交付金等

協議会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
8	地-1	提案中	—	地域魅力アップ推進事業補助金	特例区の間、現状維持
8	地-1	提案中	—	はってん祭助成金	継続(特例区)
8	地-1	提案中	—	植木温泉納涼花火大会助成金	継続(特例区)
8	地-1	提案中	—	植木温泉観光振興助成金	特例区の間、現状維持
8	地-1	提案中	—	観光協会助成金	特例区の間、現状維持
16	消-2	承認	消防団運営交付金	消防団運営補助金	合併時に統一
18	そ-1	承認	町内自治振興補助金	—	自治会移行後に統一
18	そ-1	承認	校区自治協議会運営費補助金	—	自治会移行後に統一
18	そ-2	承認	防犯灯補助金	※防犯灯設置(町において設置)	合併時に統一
19	保-1	承認	食生活改善推進員協議会補助金	食生活改善推進員協議会補助金	合併時に統一
20	各-2	承認	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成	合併時に統一 入院費の自己負担なしは5年間継続
20	各-5	提案中	乳幼児医療費助成	乳幼児医療費助成	合併時に統一 自己負担なしは当分の間継続
21	清-1	承認	小型合併処理浄化槽設置費助成	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統一
21	清-2	承認	再生資源集団回収助成	資源回収団体奨励金	合併時に統一
21	清-2	承認	—	資源ごみ分別収集運営費助成金	一部事務組合加入の間は継続
21	清-2	承認	生ごみ堆肥化容器・家庭用生ごみ処理機助成	生ごみ処理容器等設置事業補助金	合併時に統一
21	清-3	承認	—	ごみ収集施設整備に関する補助金	一部事務組合加入の間は継続
21	環-1	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	人工雨水浸透及び廃水処理モデル事業補助金	合併時に統一
22	農-4	承認	—	農業用廃プラスチック類処理対策協議会補助金	5年間継続、その間調整
22	農-8	提案中	—	土地改良区運営費補助金	5年間継続、その間調整
22	商-1	承認	企業立地促進補助金	工場等設置奨励補助金	合併時に統一
22	商-3	提案中	商工会補助金	商工会補助金	5年間継続、その間調整
23	建-1	承認	※里道整備(市において整備)	生活道路原材料支給	合併時に統一
23	建-1	承認	農道整備補助金及び原材料支給	農道整備補助金及び原材料支給	合併時に統一
23	建-2	承認	私道整備補助金	私道整備原材料支給	合併時に統一
24	教-8	承認	PTA協議会補助金	PTA連絡協議会補助金	団体統合まで継続(5年限度)

幹事会協議項目

協議番号	枝番	状況	熊本市	植木町	備考
19	各-53	承認	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統一
24	教-77	承認	体育協会補助金	体育協会補助金	合併時に統一 競技団体は5年間継続

事務局協議項目

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	植 木 町	備 考
18	－ 教-9	承認	地域公民館補助金	部落公民館補助金	合併時に統一
19	－ 各-11	承認	シルバー人材センター補助金	シルバー人材センター補助金	合併時に統一
19	－ 各-18	承認	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会補助金	合併時に統一
19	－ 各-54	承認	遺族連合会補助金	遺族会補助金	5年間継続、その後統一
19	－ 各-56	承認	民生委員児童委員活動補助金	民生委員児童委員活動補助金	次回改選時に統一
20	－ 教-4	承認	子ども会育成協議会補助金	子ども会育成者連絡協議会補助金	5年間継続、その後統一
22	－ 農-48	承認	認定農業者協議会助成金	認定農業者連絡協議会助成金	5年間継続、その間調整
23	－ 建-6	承認	雨水浸透柵設置費助成	※雨水浸透柵現物支給	合併時に統一
24	－ 教-76	承認	総合型地域スポーツクラブ助成金	総合型地域スポーツクラブ助成金	5年間継続、その後統一

協議第 16 号

総務関係事業について（その 3）

総務関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

総務関係事業について

1. 総務関係事業のうち事務組織及び機構については、合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。
2. 総務関係事業のうち入札事務（工事関係）については、5 年間は現行制度を存続する。
ただし、指名参加願い及び資格審査（工事関係）については、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(16 総務関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
特別職の身分の取扱い					
1	特別職の職員	総務部会	第4回	第5回 承認	
条例、規則等の取扱い					
1	条例及び規則等	総務部会	第4回	第5回 承認	
消防防災の取扱い					
1	非常備消防(消防団)	総務部会	第4回	第5回 承認	
2	消防団運営交付金	総務部会	第4回	第5回 承認	
3	常備消防	総務部会	第5回		
事務組織及び機構の取扱い					
1	事務組織及び機構	総務部会	第6回		
選挙管理事務の取扱い					
1	投票区	総務部会	第4回	第5回 承認	
その他の事業の取扱い					
1	入札事務、指名参加願い及び資格審査(工事関係)	総務部会	第6回		
特別職の身分の取扱い					
1	退職手当	総務部会	事務局		
2	福利厚生	総務部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	消防補助金等	総務部会	事務局		
2	消防水利施設の設置、維持及び管理	総務部会	事務局		
3	防災無線	総務部会	事務局		
4	水防業務	総務部会	事務局		
5	行事・大会等	総務部会	事務局		
6	地域防災計画策定事業	総務部会	事務局		
7	防災に関する啓発事業	総務部会	事務局		
8	防災関係機関負担金	総務部会	事務局		
9	防災訓練	総務部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	勤務時間外の対応	総務部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	各種工事の竣工検査立会	総務部会	事務局		
選挙管理事務の取扱い					
1	期日前・不在者投票所	総務部会	事務局		
2	開票所	総務部会	事務局		
3	選挙ポスター掲示板	総務部会	事務局		
4	個人演説会施設	総務部会	事務局		
5	土地改良区総代総選挙	総務部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	指定金融機関及び収納代理	総務部会	事務局		
2	金融機関及びゆうちょ銀行への手数料	総務部会	事務局		
3	物品の購入契約	総務部会	事務局		

4	情報公開制度及び文書管理方法	総務部会	事務局		
5	監査の時期	総務部会	事務局		
6	栄典事務(地方自治功労関係)	総務部会	事務局		
7	全国市長会等への年度負担金	総務部会	事務局		
8	有功者表彰	総務部会	事務局		
9	おくやみ弔電(レタックス)	総務部会	事務局		
10	指定管理者制度	総務部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い	小項目名	1 事務組織及び機構
協議内容	合併後の植木町の区域を所管する事務組織と機構についての協議		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。 植木町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	別紙組織機構図一覧参照	別紙組織機構図一覧参照
相 違 点 と 課 題	合併後の行政組織機構について、植木町の区域を所管する組織機構をどのような形態にするか。	

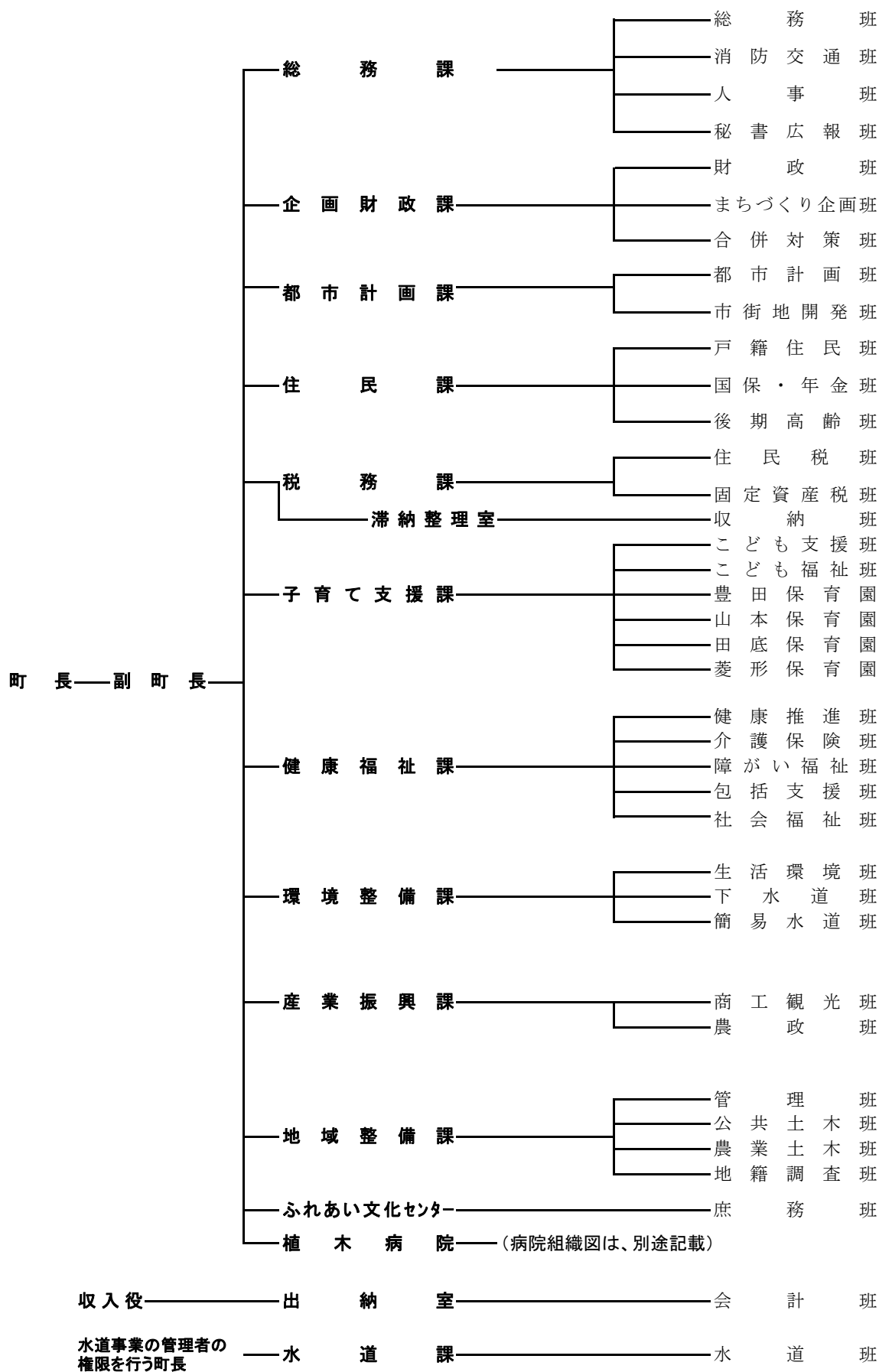
平成 2 1 年 度 熊 本 市 機 構 図

平成21年4月1日

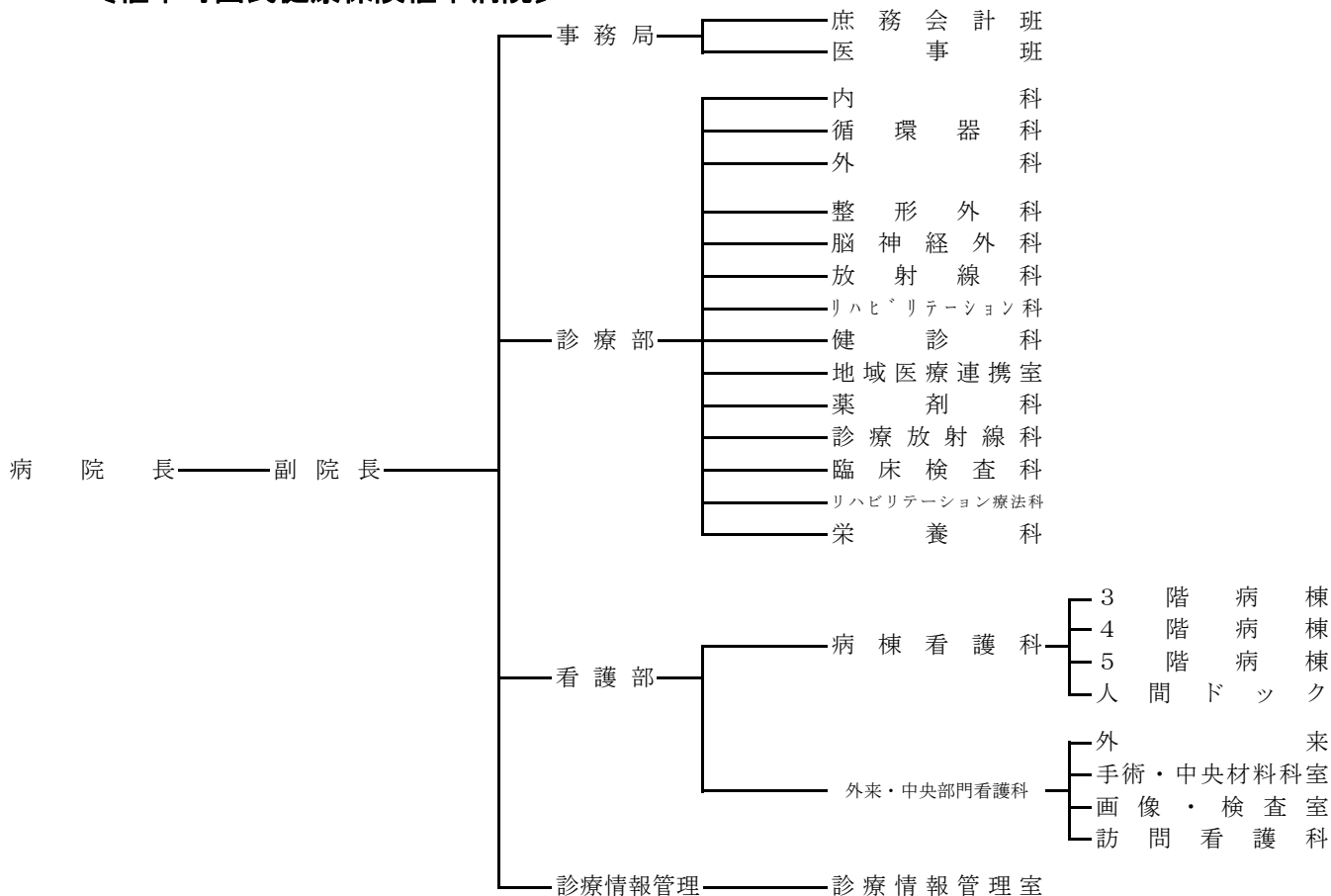
議会事務局		総務課 議事課
会 計 室		
総 務 局	秘書課	
	総 務 部	総務課（法制室） 行政経営課 人事課（人材育成センター） 職員厚生課 定額給付金交付課
	契約検査室	
	危機管理防災室	
	東京事務所	
企画財政局	企画情報部	（熊本ブランド推進室） 企画課 広報課 広聴課（市民相談室） 情報政策課 統計課
	政令指定都市推進室	
	富合総合支所	（総務課、まちづくり交流室、市民生活課、税務課、保健福祉課、産業振興課、建設課）
	財 務 部	財政課 管財課 車両管理課
	税 務 部	主税課（4出張所） 市民税課 資産税課 納税課（特別滞納対策室）
市民生活局	市民生活部	市民協働推進課 地域づくり推進課（中央まちづくり交流室、五福まちづくり交流室） 地籍調査課 市民課 北部総合支所（総務課、市民福祉課、まちづくり交流室） 河内総合支所（総務課、市民福祉課、まちづくり交流室、芳野出張所） 飽田総合支所（総務課、市民福祉課、まちづくり交流室） 天明総合支所（総務課、市民福祉課、まちづくり交流室） 市民センター10（まちづくり交流室10）
	文化生活部	文化国際課 市民会館（舞台事業室、健軍文化ホール） 生活安全課（消費者センター、計量検査所）男女共生推進課（総合女性センター）
	人権推進総室	ふれあい文化センター
健康福祉局	指導監査課	
	健康政策部	健康福祉政策課（健康づくり推進室、斎場） 国民健康保険課 保険料収納課 国民年金課 中央・東・西・南・北保健福祉センター
	保健福祉部	地域保健福祉課（福祉総合相談室） 高齢介護福祉課（高齢者支援室、雁回敬老園） 障がい保健福祉課
	（福祉事務所）	保護第一課 保護第二課
	衛 生 部	地域医療課 生活衛生課（動物愛護センター、環境衛生事業所） 食品保健課 感染症対策課 食肉衛生検査所 （保健所）
子ども未来局	子ども育成部	子ども政策課（要保護児童対策室、子ども総合相談室、子ども文化会館） 青少年育成課（青少年センター、西原公園児童館、勤労青少年ホーム） 子ども発達支援センター
	子ども支援部	子育て支援課 保育幼稚園課（幼稚園7）
環境保全局	環境保全部	環境企画課（温暖化対策室） 緑保全課 水保全課
	環境事業部	廃棄物計画課（扇田環境センター）（環境施設整備室） 廃棄物指導課（リサイクル情報プラザ） 浄化対策課（秋津浄化センター） 北部・西部・東部クリーンセンター 東部・西部環境工場
		環境総合研究所
経済振興局	商工振興部	産業政策課（情報交流施設開設準備室） 商業労政課 経営支援課
	観光振興部	観光政策課（観光事業室） 熊本城総合事務所 動植物園
	競輪事務所	
	農林水産振興部	農業政策課（担い手推進室） 生産流通課（地産地消推進室） 耕地課 水産振興センター 食肉センター（4出張所）
都市建設局	技術管理課	
	都市政策部	都市計画課 都心活性推進課 交通計画課 建築指導課（建築審査室）
	都市整備部	開発景観課 公園課 用地調整課 河川課
	熊本駅周辺整備事務所	（新幹線建設推進室、熊本駅西土地区画整理事業所）
	建 築 部	建築計画課（建築物安全推進室） 営繕課（建築保全室） 設備課 住宅課
	土 木 部	土木総務課 土木管理課 道路整備課 東部土木センター（工務課、維持課） 西部土木センター（工務課、維持課、河内分室） 北部土木センター（工務維持課）
消 防 局		総務課 人事教養課 情報司令課 予防課（火災調査室） 消防課（消防団室） 救急課 中央消防署 西消防署 健軍消防署
交 通 局		総務課 営業課 電車課（上熊本車両工場、大江営業所） 自動車課（上熊本営業所、小峯営業所、整備工場）
上下水道局	総 務 部	総務課（工事管理室、富合営業所） 経営企画課（出納室） 料金課 給排水設備課 西部水道センター 北部水道センター
	水 道 部	水道整備課（計画調整室） 管路維持課 水源課（水質管理室）
	下 水 道 部	下水道建設課（計画調整室） 下水道維持課（水質管理室、中部・東部・南部・西部浄化センター、維持補修センター）
病 院 局 熊本市民病院	事 務 局	総務課 経営企画課（出納室） 医事課（地域連携室） 熊本産院（庶務課） 芳野診療所
教育委員会 事務局	教育総務部	総務企画課 施設課
	学校教育部	学務課 教職員課 指導課 健康教育課 人権教育指導室（教育委員会富合分室） 高等学校（2） 専修学校（1） 中学校（38） 小学校（81） 小学校分校（1） ※幼稚園（7） 学校給食共同調理場（17）
	生涯学習部	生涯学習課（金峰山少年自然の家、公民館（17）） 文化財課 社会体育課 図書館 博物館
	教育センター	
監査事務局		
人事委員会事務局		
選挙管理委員会事務局		
熊本市農業委員会事務局		
（富合町農業委員会事務局）		

植木町行政機構図

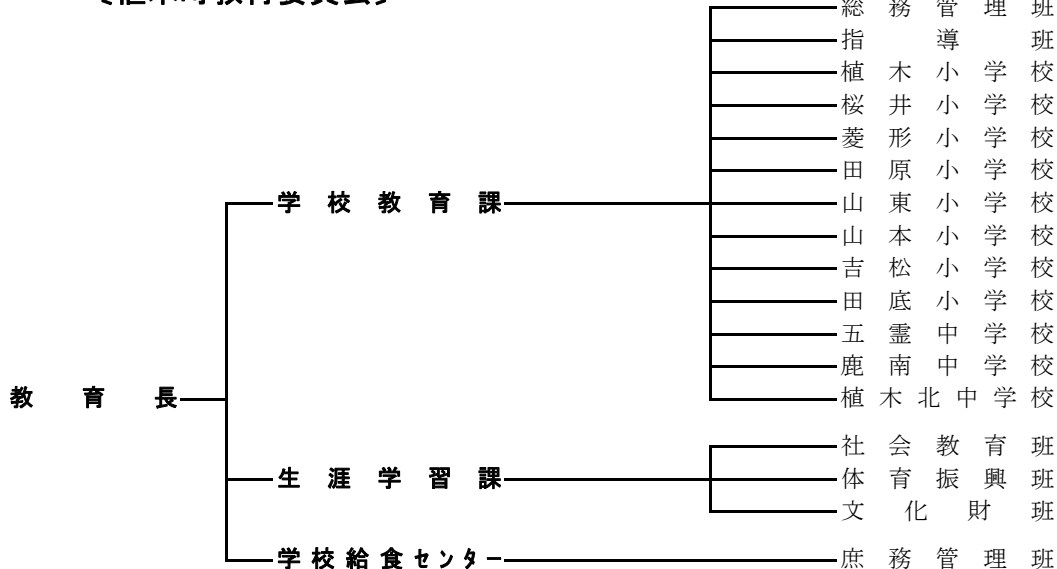
(平成21年4月1日)



〔植木町国民健康保険植木病院〕



〔植木町教育委員会〕



〔議会事務局〕

事務局 — 庶務班

〔農業委員会事務局〕

事務局 — 庶務班

〔監査委員〕

事務局 — 庶務班

〔選挙管理委員会〕

事務局 — 庶務班

1 基本方針

- ・熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。
- ・植木町に区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたさないようにする。

2 植木総合支所(仮称)の組織・所掌事務(案)

【現行の植木町長部局】

総務課
企画財政課
都市計画課
住民課
税務課
子育て支援課
健康福祉課
環境整備課
産業振興課
地域整備課
植木病院
収入役(出納室)
水道事業(水道課)



【合併後の総合支所】 以下を基本として、各事業・業務について、詳細な事務分担等の作業中である

総務企画部門	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等	健康福祉部門	国民健康保険・介護保険、保健予防、老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり部門	地域づくり活動の支援 等	産業振興部門	農業施設に関する事務など農林水産業の振興、商工観光の振興 等
都市計画部門	区画整理などの事業 等	建設部門	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
市民生活部門	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等	上下水道部門	上下水道に関する事務
税務部門	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等	植木病院	病院事務
子育て支援部門	児童福祉などの事務 等	合併特例区	コミュニティ関連、イベント関連、観光振興関連、公の施設の管理

参考：熊本市の総合支所の組織・所掌事務

【北部・鮎田・天明・河内の各総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
市民福祉課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、国民健康保険・介護保険、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
河内総合支所においては、芳野出張所	

上記の組織に加えて、各担当部署の出張所を設置

- 主税課の各出張所 (税に係る事務)
- 農林水産部の各出張所 (農林水産業の振興)
- 西部土木センターの河内分室 (道路の改良・維持管理)

【富合総合支所】

総務課	支所内事務の連絡調整、防災、統計調査、住民の相談・要望 等
まちづくり交流室	地域づくり活動の支援 等
市民生活課	戸籍・住民票・印鑑の登録や証明等の窓口業務、ごみ収集関係 等
税務課	市民税・固定資産税等の税に係る事務 等
保健福祉課	国民健康保険・介護保険、保健予防、児童・老人・障害者福祉、国民年金などの事務 等
産業振興課	農業施設に関する事務など農林水産業の振興 等
建設課	道路、橋梁等に係る事務、土木災害復旧 等
合併特例区	コミュニティ関連事業、イベント事業、公園等の管理、新幹線関連の事務、総合健診などの保健事業

3 各行政委員会等の組織

熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行うことにしているが、詳細は現在、検討を行っている。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 総務部会

協議項目	その他の事業の取扱い	小項目名	1 入札事務、指名参加願い及び資格審査 (工事関係)
協議内容	入札事務に係る執行方法について 指名参加願いの受付要領及び資格審査の基準の有無などについて		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5 年間は現行制度を存続する。 ただし、指名参加願い及び資格審査については、熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 入札事務 <u>入札・契約事務の基本的事項</u> ○入札は電子入札システムで行う。 ○予定価格 1 千万円以上の案件については条件付一般競争入札で行う。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。 2. 指名参加願い ①分類等 ・県内「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」「製量・花苗・その他」 ・県外「建設工事」「建設コンサルタント等」 ・県内外共通「保守点検」 ※昇降機、空調、消防・自家発電 ②受付期間 ・隔年 1 月中 ・追加受付は、次年度の 1 月中 ③有効期間等 ・2 年間（追加受付は 1 年間） ④処理 ・契約事務システム（電子入札システムに併せて開発）に入力し管理。	1. 入札事務 <u>入札・契約事務の基本的事項</u> ○入札は指名競争入札で行う。 ○予定価格 1 3 0 万円以下については随意契約も可能。 ○工事案件については最低制限価格制度を導入している。 ○入札・契約事務（予定価格は入札前公開、最低制限価格は入札後公開等）においては情報を公開する。（指名業者については事後公表） 2. 指名参加願い ①分類等 「建設工事」「測量・建設コンサルタント等」 ②受付期間 ・隔年 4 月中 ・追加受付は、次年度の 4 月中 ③有効期間等 ・2 年間 例（H19. 4 月受付分 H19. 6. 1～H21. 5. 31 まで有効） 追加受付は 1 年間 ④処理 指名業者管理システム(独自)に入力し管理 次ページに続く

	3. 資格審査 ①指名業者 ・熊本市工事競争入札参加資格審査委員会により決定。 ②格付 ・土木、建築、電気、管、舗装、造園・水道施設工事について基準あり。 ★資格審査については、暴力団等の排除に係る県警への照会事務を行うもの 【契約検査室工事契約総額】 <table><tr><td>平成 17 年度決算</td><td>21,612,424 千円</td></tr><tr><td>平成 18 年度決算</td><td>21,463,828 千円</td></tr><tr><td>平成 19 年度決算</td><td>23,465,790 千円</td></tr></table>	平成 17 年度決算	21,612,424 千円	平成 18 年度決算	21,463,828 千円	平成 19 年度決算	23,465,790 千円	3. 資格審査 ①指名業者 ・植木町工事入札参加資格審査委員会により決定。 ②格付 ・土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、造園工事について基準あり。 【落札額総額】 <table><tr><td>平成 17 年度決算</td><td>1,176,873 千円</td></tr><tr><td>平成 18 年度決算</td><td>1,156,651 千円</td></tr><tr><td>平成 19 年度決算</td><td>723,093 千円</td></tr></table>	平成 17 年度決算	1,176,873 千円	平成 18 年度決算	1,156,651 千円	平成 19 年度決算	723,093 千円
平成 17 年度決算	21,612,424 千円													
平成 18 年度決算	21,463,828 千円													
平成 19 年度決算	23,465,790 千円													
平成 17 年度決算	1,176,873 千円													
平成 18 年度決算	1,156,651 千円													
平成 19 年度決算	723,093 千円													
相違点と課題	電子入札及び一般競争入札の導入状況の違い。 指名参加願いにおける受付時期及び適用開始時期の違い													

協議第20号

子ども未来関係事業について（その2）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年 4月20日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 子ども未来関係事業のうち乳幼児医療費助成について、熊本市の例に統一する。

ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(20 子ども未来関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
保健衛生事業の取扱い					
1	健康教育(母子保健)	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
2	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
各種福祉制度の取扱い					
1	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
3	保育料	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
4	つどいの広場事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
5	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第6回		
教育関係事業の取扱い					
1	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回	第4回 承認	
保健衛生事業の取扱い					
1	1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会	事務局		
2	健康相談(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
3	歯科保健推進事業(子育て分)	子ども未来部会	事務局		
4	食生活改善事業(食育推進ネットワーク)	子ども未来部会	事務局		
5	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児経過観察健診	子ども未来部会	事務局		
7	妊婦健診	子ども未来部会	事務局		
8	母子健康手帳交付等	子ども未来部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会	事務局		
2	子育てボランティアの育成	子ども未来部会	事務局		
3	雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会	事務局		
4	助産施設への入所	子ども未来部会	事務局		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会	事務局		
6	病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会	事務局		
7	母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会	事務局		
8	母子生活支援施設への入所	子ども未来部会	事務局		
9	エンゼル基金助成事業	子ども未来部会	事務局		
10	子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会	事務局		
11	次世代育成支援行動計画	子ども未来部会	事務局		
12	児童虐待防止	子ども未来部会	事務局		
13	母親クラブ	子ども未来部会	事務局		
14	文書配布事務委託費	子ども未来部会	事務局		
15	保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会	事務局		
16	保育所関係書類	子ども未来部会	事務局		
17	保育所特別保育事業(1)(2)	子ども未来部会	幹事会		
18	保育所の定員管理	子ども未来部会	事務局		
19	障がい児療育相談事業	子ども未来部会	事務局		
20	産後ホームヘルプサービス事業	子ども未来部会	事務局		
21	公立保育所臨時職員雇用関係	子ども未来部会	事務局		
22	公立保育所管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
23	公立保育所地域活動事業	子ども未来部会	事務局		
24	公立保育所延長保育促進事業	子ども未来部会	事務局		
25	公立保育所一時保育事業	子ども未来部会	事務局		
26	公立障がい児デイサービス事業	子ども未来部会	事務局		

27	公立保育所献立事業	子ども未来部会	事務局		
28	公立保育所給食食材料事業	子ども未来部会	事務局		
29	公立保育所調理従事者等検便事業	子ども未来部会	事務局		
30	認可外保育施設助成事業	子ども未来部会	事務局		
31	親と子の集い補助金	子ども未来部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	家庭教育推進事業	子ども未来部会	事務局		
2	勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
3	児童館管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
4	社会教育関係団体(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
5	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
6	青少年育成会議	子ども未来部会	事務局		
7	青少年活動支援事業	子ども未来部会	事務局		
8	青少年健全育成事業	子ども未来部会	事務局		
9	青少年センター管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会	事務局		
11	幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会	事務局		
12	幼稚園機械警備関係	子ども未来部会	事務局		
13	幼稚園安全経費	子ども未来部会	事務局		
14	幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会	事務局		
15	幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会	事務局		
16	幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会	事務局		
17	幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会	事務局		
18	幼稚園健康診断関連	子ども未来部会	事務局		
19	幼稚園交通教室他	子ども未来部会	事務局		
20	幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会	事務局		
21	幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会	事務局		
22	学校・地域連携推進事業(幼稚園)	子ども未来部会	事務局		
23	就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会	事務局		
24	幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会	事務局		
25	子ども文化会館管理運営	子ども未来部会	事務局		
26	青少年問題協議会	子ども未来部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども未来部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	5 乳幼児医療費助成
協議内容	乳幼児医療費助成において、植木町では現在全額助成を行っているが、合併後、どう取り扱うか		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、当分の間現行のとおりと する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市		植 木 町
市 町 別 内 容	1. 対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。		1.対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって植木町に現に居住している乳幼児（満6歳後の最初の3月31日まで）
	2.自己負担		2.自己負担 なし
	保険診療内容	無料	500円負担
	医科	2歳まで	3歳～就学前まで
	歯科	4歳まで	5歳～就学前まで
	保険薬局	就学前まで	
	※500円負担・・・1医療機関ごとに1ヶ月につき（入院・通院別、旧総合病院では科目ごと）		
	3. 支給方法 現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③育成医療及び小児慢性特定疾患に係る一部負担金。 ④治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。		3.支給方法 現物・・・町内の医療機関で診療を受けた場合で、通院による医療費 償還・・・①町外で診療を受けたとき。 ②町内入院分。 ③治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。 ④町内通院分で、自己負担分を支払った場合。
	4.償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に領収書添付。 レシートは不可。 診療日の翌月より1年間請求可。 支払いは口座振込み。（郵便局以外の口座）		4.償還払いの方法 乳幼児医療費助成申請書に領収書添付又は、医療機関の証明。レシートは不可。 診療日の翌月より1年間請求可。 支払いは口座振込み。（郵便局以外の口座）
	5.償還支払い日 毎月、月末締め翌月20日支払い。		5.償還支払い日 毎月25日締め、翌月15日支払い。

	6.現物支払い日 毎月 10 日締め翌月 20 日支払い。 7.所得制限 無し 平成 17 年度決算 1, 026, 862 千円 平成 18 年度決算 1, 028, 743 千円 平成 19 年度決算 1, 414, 036 千円	6.現物支払い日 毎月 15 日締め、月末支払い。 7.所得制限 無し 平成 17 年度決算 36,775 千円 平成 18 年度決算 54,895 千円 平成 19 年度決算 61,100 千円 平成 20 年度予算 51,869 千円
相違点と課題	植木町では、自己負担分を全額助成しているが、熊本市では、医科3歳以上、歯科5歳以上について1医療機関あたり500円/月の自己負担がある。 現物給付について植木町では入院は対象外であるが、熊本市は2万1千円未満であれば現物給付としている。	

協議第 2 2 号

経済振興関係事業について（その 3）

経済振興関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 4 月 2 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

経済振興関係事業について

- 1 経済振興関係事業のうち適正化事業及び基幹水利施設ストックマネージメント事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、現行のとおり引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。
- 2 経済振興関係事業のうち農業集落排水使用料については、植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。
- 3 経済振興関係事業のうち農業集落排水受益者分担金については、現行制度を継続する。
- 4 経済振興関係事業のうち土地改良区運営費補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。
- 5 経済振興関係事業のうち商工会補助金について、5 年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(22 経済振興関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
農林水産関係事業の取扱い					
1	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	農地・水・環境保全向上対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
3	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
4	農業用廃プラ類処理対策協議会	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
5	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
6	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第5回		
7	適正化事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業	経済振興部会	第6回		
8	土地改良区運営費補助金	経済振興部会	第6回		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水使用料	経済振興部会	第6回		
2	農業集落排水受益者負担金	経済振興部会	第6回		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回 承認	
2	中心市街地活性化対策事業	経済振興部会	第4回	継 続	
3	商工会補助金	経済振興部会	第6回		
農林水産関係事業の取扱い					
1	単県土地改良事業	経済振興部会	事務局		
2	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	事務局		
3	土地改良事業等補助金	経済振興部会	事務局		
4	農村環境整備計画	経済振興部会	事務局		
5	排水ポンプ場運転管理	経済振興部会	事務局		
6	排水機場	経済振興部会	事務局		
7	賦課金(熊本県土地改良事業団体連合会)	経済振興部会	事務局		
8	負担金(各協議会)	経済振興部会	事務局		
9	施設管理費	経済振興部会	事務局		
10	熊本県湛水防除事業促進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
11	農業用水堰連絡協議会	経済振興部会	事務局		
12	加勢川水門水利調整連絡会	経済振興部会	事務局		
13	土地改良区	経済振興部会	事務局		
14	例規	経済振興部会	事務局		
15	法定外公共物(水路)の維持管理	経済振興部会	事務局		
16	緑川河口地域漁業振興対策連絡協議会	経済振興部会	事務局		
17	漁港整備事業	経済振興部会	事務局		
18	漁場整備事業	経済振興部会	事務局		
19	水産業経営基盤強化事業	経済振興部会	事務局		
20	(特)水産業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
21	水産振興センター整備事業	経済振興部会	事務局		
22	地産地消の推進事業	経済振興部会	事務局		
23	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	事務局		
24	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	事務局		
25	流通施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	畜産施設整備事業	経済振興部会	事務局		
27	流通対策事業	経済振興部会	事務局		
28	畜産振興事業	経済振興部会	事務局		
29	森林整備計画	経済振興部会	事務局		
30	環境にやさしい農業推進事業	経済振興部会	事務局		

31	熊本市火入れに関する規則	経済振興部会	事務局		
32	熊本市酪農・肉用牛生産近代化計画	経済振興部会	事務局		
33	畜産振興協議会補助金	経済振興部会	事務局		
34	市民農園事業	経済振興部会	事務局		
35	農作物鳥獣被害対策	経済振興部会	事務局		
36	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	事務局		
37	標準小作料	経済振興部会	事務局		
38	農地基本台帳	経済振興部会	事務局		
39	農業地域交流促進事業	経済振興部会	事務局		
40	地域農業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
41	経営体育成支援事業	経済振興部会	事務局		
42	農業・農村男女共同参画経費	経済振興部会	事務局		
43	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	事務局		
44	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	事務局		
45	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	事務局		
46	農区長制度	経済振興部会	事務局		
47	水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	事務局		
48	認定農業者協議会	経済振興部会	事務局		
49	4Hクラブ連絡協議会補助金	経済振興部会	事務局		
50	担い手育成総合支援協議会	経済振興部会	事務局		
51	農業後継者育成対策事業	経済振興部会	事務局		
52	農用地区域でない証明手数料	経済振興部会	事務局		
53	中山間地域振興事業	経済振興部会	事務局		
54	農業資金利子補給補助金	経済振興部会	事務局		
55	食肉センター管理運営事業	経済振興部会	事務局		
56	食肉センター施設整備事業	経済振興部会	事務局		
57	水田農業推進対策事業	経済振興部会	事務局		
58	水田農業対策推進事業	経済振興部会	事務局		
59	水田農業推進協議会	経済振興部会	事務局		
60	特定農業用管水路等特別対策事業	経済振興部会	事務局		
61	農道整備事業	経済振興部会	事務局		
62	ため池等整備事業	経済振興部会	事務局		
63	償還金	経済振興部会	事務局		
64	治山事業	経済振興部会	事務局		
65	菊池台地土地改良区	経済振興部会	事務局		
66	緑川観光資源振興補助金	経済振興部会	事務局		
67	菊池川水産振興事業補助金	経済振興部会	事務局		
農業集落排水事業の取扱い					
1	農業集落排水事業計画	経済振興部会	事務局		
2	排水設備工事店の指定及び登録	経済振興部会	事務局		
3	農業集落排水台帳	経済振興部会	事務局		
4	施設の保守、運転管理	経済振興部会	事務局		
商工・観光関係事業の取扱い					
1	観光イベント関連	経済振興部会	幹事会		
1	物産振興事業	経済振興部会	事務局		
2	工芸振興事業	経済振興部会	事務局		
3	加盟団体(観光)	経済振興部会	事務局		
4	加盟団体(物産)	経済振興部会	事務局		
5	観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
6	海外観光客誘致対策	経済振興部会	事務局		
7	コンベンション誘致対策	経済振興部会	事務局		
8	観光客受入対策事業	経済振興部会	事務局		
9	観光施設整備事業	経済振興部会	事務局		
10	競輪運営事業	経済振興部会	事務局		

11	熊本城復元整備事業	経済振興部会	事務局		
12	熊本城有効活用事業	経済振興部会	事務局		
13	熊本城管理事業	経済振興部会	事務局		
14	旧細川刑部邸管理事業	経済振興部会	事務局		
15	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	事務局		
16	中小企業金融対策事業	経済振興部会	事務局		
17	経営相談事業	経済振興部会	事務局		
18	新規創業支援事業	経済振興部会	事務局		
19	新産業分野支援事業	経済振興部会	事務局		
20	工業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
21	海外経済活動支援事業	経済振興部会	事務局		
22	流通機能促進事業	経済振興部会	事務局		
23	食品工業団地活性化事業	経済振興部会	事務局		
24	産業文化会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
25	産業文化会館施設整備事業	経済振興部会	事務局		
26	雇用対策事業	経済振興部会	事務局		
27	職業技能向上支援事業	経済振興部会	事務局		
28	商店街振興事業	経済振興部会	事務局		
29	中小企業団体支援事業	経済振興部会	事務局		
30	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	事務局		
31	商業活性化支援事業	経済振興部会	事務局		
32	流通情報会館管理運営事業	経済振興部会	事務局		
33	動植物園管理運営事業	経済振興部会	事務局		
34	動植物園集客対策事業	経済振興部会	事務局		
35	動植物園再編整備事業	経済振興部会	事務局		
36	誘致企業関連事業	経済振興部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

調査項目	農林水産関係事業	小項目名	7 適正化事業及び基幹水利施設 ストックマネジメント事業
------	----------	------	---------------------------------

調 査 内 容	事業負担率の相違と今後の取り扱いについて
合併協議会 協議結果 (調 整 方 針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等の適正化事業については、 現行のとおりに引き継ぎ、地元負担率は熊本市の例による。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 適正化事業（事業主体：市） （1）排水機場 ＜17年度事業＞ ・26期生（城山排水機場） 事業費： 10,600 千円 事業内容：エンジン他オーバーホール工事 ・27期生（元三排水機場） 事業費： 12,000 千円 事業内容：ポンプ他オーバーホール工事 ＜18年度事業＞ ・27期生（梅洞排水機場） 事業費： 9,680 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・28期生（元三排水機場） 事業費： 20,320 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 ・29期生（中島南北排水機場） 事業費： 18,580 千円 事業内容：ポンプオーバーホール工事 負担率 交付金分（国 30% 県 30% 市 30%） 残事業費（連合会 5% 市 5%） H17 年度決算 21,873 千円 H18 年度決算 48,577 千円 H19 年度決算 0 千円	1. 適正化事業（事業主体：町） （1）排水機場 植木町内に対象施設なし

	(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 負担率 交付金分 (国 30% 県 30% 市 30%) 残事業費 (連合会 5% 市 5%) 熊本市が事業主体となる事業実績なし 【参考】 ※土地改良区等が事業主体となつて行う場合 土地改良区等が事業主体となつて行う適正化事業については、地元負担の6割を熊本市から事業主体に対して補助金を交付している。 補助対象の場合の負担区分： 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 市 21% *土地改良区等：熊本県土地改良事業団体連合会の会員となる土地改良区、その他の団体 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (H20 年度～(予定)) 事業主体：県(単県) 調査事業計画：H20～H24(5 ヲ年) 負担率…県 75% 市 25% 施設補修事業(工事) 計画：H25～ 負担率 (法 事 業)…国 50% 県 25% 市 25% (予算事業)…国 50% 県 20% 市 30%	(2) 揚水機場、頭首工、農業用排水路等 ＜17 年度事業＞該当なし ＜18 年度事業＞ ・28 期生(新村揚水機場) 事業費：5,700 千円 ・30 期生(下田揚水機場) 事業費：8,600 千円 ＜19 年度事業＞ ・29 期生(山後揚水機場) 事業費： 5,700 千円 事業内容：水中ポンプ1 基と揚水管取替工事 ・30 期生(及原第2 揚水機場) 事業費： 5,600 千円 事業内容：水中ポンプ1 基と揚水管取替工事 ・ 用水ポンプ場(地元財産)に係る事業費賦課金は、町から熊本県土地改良事業団体連合会へ納付後、年度末に受益者から地元負担分の全額を徴収している。 負担率 交付金分 (国 30% 県 30% 地元 30%) 残事業費 (連合会 5% 地元 5% 町 0%) H17 年度決算 0 千円 H18 年度決算 14,300 千円 H19 年度決算 14,680 千円 2. 基幹水利施設ストックマネジメント事業 検討中
相違点と課題	適正化事業について、両市町の制度を比較した場合、熊本市においては市が事業主体となり事業を実施しているのは市財産の排水機場のみで、土地改良区等が事業主体となつて行う場合は、市から地元負担の6割の補助を行っている。 植木町が事業実施している揚水機場、頭首工、農業用排水路等について、熊本市の補助制度が適用された場合は、新市と地元の負担は、次のとおりとなる。 現在(植木町) 国 30% 県 30% 地元 35% 連合会 5% 町 0% ↓ 合併後(新市) 国 30% 県 30% 地元 14% 連合会 5% 新市 21% 植木町においては、基幹水利施設ストックマネジメント事業(計画作成及び事業取り組み)について検討中。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	1 農業集落排水使用料
------	----------	------	-------------

協議内容	農業集落排水使用料の料金体系・併用世帯(水道水・井戸水等)についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町において料金体系の見直しを行い、新市に引き継ぐ。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	実施なし。	1.使用料金(消費税含む) ・基本料金 世帯あたり 2,100 円 + ・超過料金(人員割) 950 円×世帯人員 ※平成 20 年度から 2. 使用料の徴収及び納入方法 ・下水道班で徴収 - 一般家庭用 → 毎月徴収 - 事業用 → 毎月徴収 - 口座振替・納付書払い
相 違 点 と 課 題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。 田底中部地区は簡易水道が完備されているが、山東東部地区は井戸水世帯である。料金については、世帯割と人数割りで同一である。	

**熊本市・植木町合併協議会
事務事業調査票**

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農業集落排水事業	小項目名	2 農業集落排水受益者分担金
------	----------	------	----------------

協議内容	受益者分担金について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	現行制度を継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	熊本市では実施なし。	1.受益者分担金額 均等割 112,000 円 2.施行年月日 H9 年 3 月 24 日 3.分担金の徴収猶予の有無 なし 4.分担金の減免制度の有無 有り 5.納入方法 ①金融機関 ②一括納付の報奨金制度なし 6.データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター)
相 違 点 と 課 題	熊本市においては、農業集落排水事業は実施していない。植木町では2箇所の農業集落排水事業が供用中である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	農林水産関係事業	小項目名	8 土地改良区運営費補助金
------	----------	------	---------------

協議内容	土地改良事業運営費補助について
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、土地改良区と協議のうえ調整を行うものとする。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	運営補助 緑川南部土地改良区補助金 H17 年度決算 6,925 千円 H18 年度決算 6,233 千円 H19 年度決算 2,000 千円 ※平成 25 年度まで継続。	運営費補助 植木町土地改良区補助金 H17 年度決算 5,000 千円 H18 年度決算 5,000 千円 H19 年度決算 5,000 千円
相 違 点 と 課 題	植木町土地改良区は、県営事業 1 地区あたりの規模が小さいため、植木町全域の施設管理及び運営を一元管理している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 経済振興部会

協議項目	商工・観光関係事業	小項目名	3 商工会補助金
協議内容	両市町に商工会があるため、合併後どのように取り扱うか協議する必要がある。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間は現行の制度を維持し、その後の取り扱いについては、商工会と協議のうえ調整を行うものとする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	熊本商工会議所 (1) 会員数 6,226 (2) 年会費 個人 月 500 円 法人 月 1,000 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 12,150 千円 平成 18 年度決算 12,150 千円 平成 19 年度決算 11,786 千円	1、商工振興助成事業 経営改善普及指導事業、商工振興事業を中心とした 商工業の振興を図るため、町商工会に対し助成を行 う。 ○商工会会員への経営改善指導員による相談指 導・記帳指導・金融指導 ○地域振興総合事業・商工会振興事業・金融対策事 業 ○受託事業
	託麻商工会 (1) 会員数 1,186 (2) 年会費 個人 月 800 円 法人 月 1,000 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度決算 3,929 千円	(1) 会員数 641 (2) 年会費 ①個人事業所 ・従業員 5 人以内 月 1,000 円 ・従業員 6 人以上 月 1,500 円 ②法人事業所 ・従業員 2 人以内 月 1,000 円 ・従業員 3～5 人以内 月 1,500 円 ・従業員 5～10 人以内 月 2,000 円 ・従業員 11 人以上 月 3,000～5,000 円
	北部商工会 (1) 会員数 350 (2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 4,050 千円 平成 18 年度決算 4,050 千円 平成 19 年度決算 3,929 千円	(3) 補助金額 平成 17 年度決算 12,000 千円 平成 18 年度決算 11,500 千円 平成 19 年度決算 12,000 千円 平成 20 年度決算 11,500 千円 平成 21 年度予算 9,200 千円
	河内商工会 (1) 会員数 186 (2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,645 千円 平成 18 年度決算 3,645 千円 平成 19 年度決算 3,536 千円	

	飽田商工会 (1) 会員数 172 (2) 年会費 個人 月 900 円 法人 月 1,100 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 2,835 千円 平成 18 年度決算 2,835 千円 平成 19 年度決算 2,750 千円 天明商工会 (1) 会員数 219 (2) 年会費 個人 月 1,250 円 法人 月 1,250 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,969 千円 平成 18 年度決算 3,969 千円 平成 19 年度決算 3,850 千円 富合商工会 (1) 会員数 199 (2) 年会費 個人 月 1,000 円 法人 月 1,500 円 (3) 補助金額 平成 17 年度決算 3,592 千円 平成 18 年度決算 3,500 千円 平成 19 年度決算 3,500 千円	
相違点と課題	各商工会で活動等も様々であり、補助金もまちまちである。 植木町の商工会は1団体のみである。	

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 3）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち市（町）営住宅使用料の算定について、熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。
- 2 都市建設関係事業のうち市道の整備（新設・改良）について、用地取得については 5 年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	第6回		
4	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	第6回		
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枳設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
15	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
19	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
20	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		

31	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
33	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
39	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
40	道路占用料	都市建設部会	事務局		
41	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
42	道路台帳	都市建設部会	事務局		
43	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
44	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
45	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
46	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
47	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
48	官民境界	都市建設部会	事務局		
49	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
50	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

調査項目	建設関係事業	小項目名	3 市（町）営住宅使用料の算定
------	--------	------	-----------------

調 査 内 容	住宅使用料算定係数の格差及び住宅使用料の調整について、どのように取り扱うのか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、植木地域における住宅使用料（家賃）については、合併後に建替え等が行われるまでの間、団地毎に利便性係数で調整する。 また、小集落改良住宅については、当分の間現行制度を存続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.95 4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値 5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値 6. 利便性係数：事業主体が定める値 熊本市における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Ln/Log10Lh) Ln 当該住宅の固定資産税評価額（㎡/円） Lh 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05	1. 使用料（家賃）の算定 使用料＝家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額 3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値 0.7 4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値 5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値 6. 利便性係数：事業主体が定める値 植木町における利便性係数設定は次のとおり 利便性係数＝1－（地域要因+設備要因） 地域要因＝0.2*(1-Log10Y/Log10X) Y 当該住宅の固定資産税評価相当額 （㎡/円） X 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額 設備要因 風呂設備 0.05 給湯設備 0.05 ○小集落改良住宅については、家賃一律2,000円
相 違 点 と 課 題	立地係数・利便性係数については、いずれも熊本市が高いので、同じ規模・年数であれば熊本市の使用料が高い。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	4 市道の整備（新設・改良）
------	--------	------	----------------

協議内容	道路拡幅に伴う用地の取得について
合併協議会協議結果（調整方針）	用地取得については5年間の経過措置を設定する。その後、熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、市が整備を行っている。	地元の自治会等の要望に基づき、工事の必要性、地域性を考慮し、町が整備を行っている。
	道路拡幅に伴う用地の取得について、地権者からの寄付（国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く）により行っている。	道路拡幅に伴う用地の取得については、工事要望時に地権者には、測量並びに用地提供の承諾書を添付し、町独自の用地価格を定め購入する。
	ただし、交差点改良及び視距改良工事については、用地買収を行うこともある。	・ 単独道路新設改良経費
	・ 単独道路新設改良経費	平成 17 年度決算 239, 202 千円
	平成 17 年度決算 1, 015, 152 千円	平成 18 年度決算 223, 773 千円
平成 18 年度決算 1, 030, 907 千円	平成 19 年度決算 121, 395 千円	
平成 19 年度決算 1, 046, 559 千円	（単独橋梁整備費を含む）	
相 違 点 と 課 題	・ 単独橋梁整備経費	
	平成 17 年度決算 4, 599 千円	
	平成 18 年度決算 18, 232 千円	
	平成 19 年度決算 3, 728 千円	
	国庫補助事業及び地方特定道路整備事業を除く道路改良事業で、道路用地の取得方法が寄付（熊本市）と買収（植木町）で相違している。	

協議第 27 号

政令指定都市移行に関する事項について（その 2）

政令指定都市移行に関する事項について承認を求める。

平成 21 年 4 月 20 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

政令指定都市移行に関する事項について

- 1 区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(27 政令指定都市移行に関する事項)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
都市計画関係の取扱い					
1	都市計画区域及び区域区分	都市建設部会	第5回		
2	市街化調整区域における開発等	都市建設部会	第5回		
区役所関係の取扱い					
1	区役所の取扱い	企画財政部会	第6回		

政令指定都市移行時の区役所の設置について

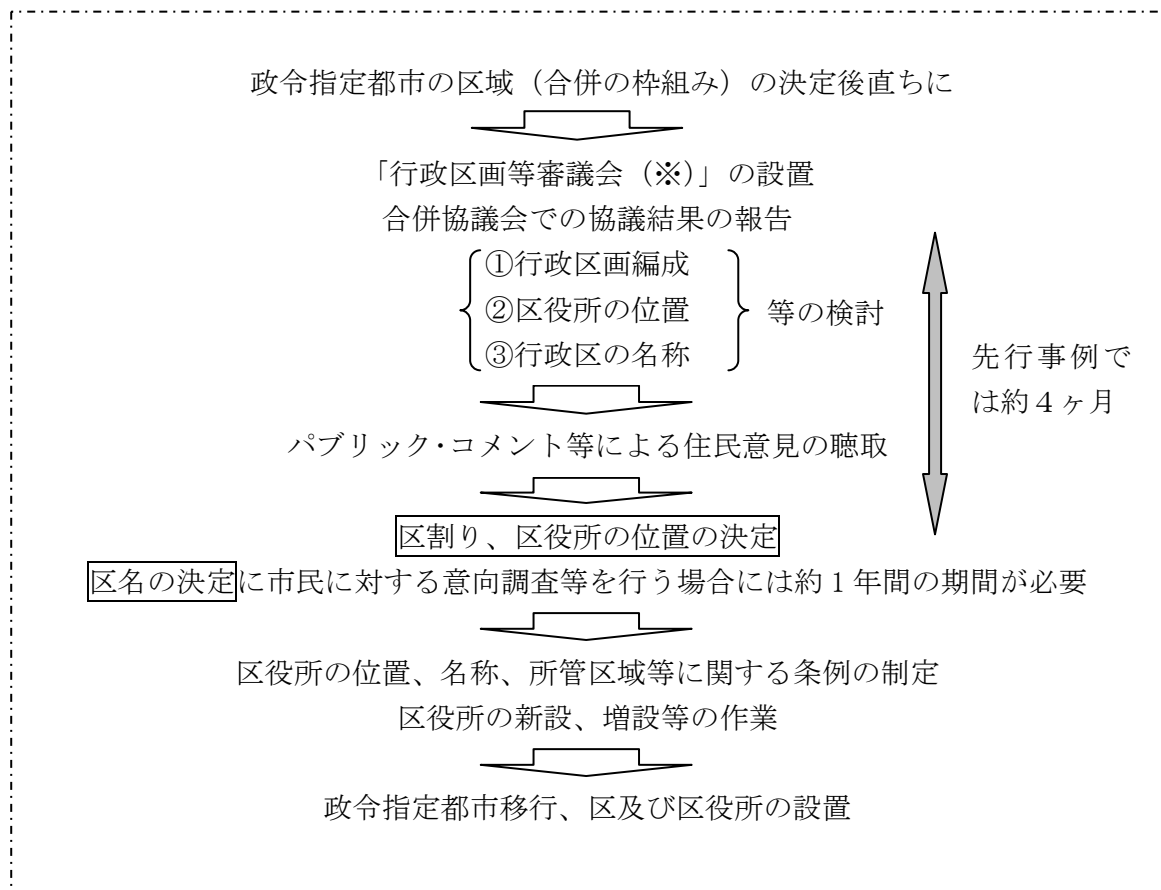
1 区制の概要

政令指定都市は、地方自治法第 252 条の 20 に基づき、市長に属する事務を分掌させるため、市内をいくつかの区に分け、区役所を設置するもの（必置）とされている。

その主な目的は、都市規模やその機能・行政組織が大きくなると、市民と行政との距離が遠くなりがちなことから、市域を適切に区画することにより、日常生活に密着した行政サービスを提供するとともに、市行政と住民との距離をより短くし、区域の実情に応じたきめ細やかな施策を行うなど、区ごとの個性を活かしたまちづくりを進めることにある。

2 区役所の位置の決定までの流れ

区役所の設置に至るまでの手続きは以下のとおり。



※「行政区画等審議会」とは、上記①～③等を具体的に審議するため、学識経験者や市民代表、行政関係者等で構成する市長の諮問機関（附属機関）

3 区役所位置を検討するにあたっての留意点について

一般的には、次のような点に留意して区役所位置の検討を行うこととしている。

①既存施設の活用

総合出先機関となる区役所には、その施設に一定程度の規模が求められるとする一方、政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備するため、行財政状況も考え合わせ、市有施設など既存施設の有効活用を最大限考慮する必要がある。

②用地確保の可能性

大都市行政における市民との協働や行政サービスの拠点となることから、区役所の用地はゆとりある広さが望ましく、また、公共交通体系等を踏まえ、駐車場の用地確保にも留意する必要がある。また、政令指定都市移行までの限られた期間内に適当な規模の用地が確保できる可能性があることが必要である。

③交通の利便性

区役所までの時間距離ができる限り短くなるよう、道路や鉄道、バスなど交通条件の良い位置が望ましい。

④区内位置

住民の利便性を考えた場合には、区内の中心に近い位置が望ましい。

⑤市民の日常生活における利便性

住民の日常生活の利便性を高めるため、他の公共施設、国・県等の公共機関、商業・サービス機能が一定の水準で集積されている拠点性の高い場所が望ましい。

4 植木町役場庁舎について

(1) 植木町役場庁舎の概要

敷地面積	延床面積	構造	建築時期
25,253.00 m ²	5,988.00 m ²	RC3 階建	平成 3 年

(2) 移行に際しての区役所新設の事例

都 市 名	敷地面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	構 造	建築費	備 考
さいたま市	6,774.85	4,820.05	鉄骨	約 17～ 20 億円	西区
	6,005.90	4,516.14	鉄骨		南区
	3,875.45	4,729.65	鉄骨		緑区
静岡市	4,761.31	5,543.13	鉄骨	約 19 億円	駿河区
浜松市	6,437.32	3,693.59	鉄筋コンクリート	約 10 億円	南区
	5,370.36	3,769.36	鉄筋コンクリート	約 10 億円	東区
	7,196.15	4,097.79	鉄筋コンクリート	約 10 億円	西区

※平成 13 年の市町村合併支援プラン後に政令指定都市に移行し、区役所を新設した市。

(その他の市(堺市、新潟市、岡山市)は既存施設を区役所として活用)

※さいたま市では、当初、北区、見沼区、桜区の区役所をプレハブで仮設しており、その後、複合施設として新設を行っている。

(3) 区役所としての植木町役場庁舎の検討

「3. 区役所位置を検討するにあたっての留意点について」での留意点に従い、植木町役場庁舎を区役所の候補として以下のように検討を行う。

①既存施設の活用

新設区役所の場合、建設費用だけで 10 億円以上かかることから、既存施設を活用している例が多く見られる。植木町役場庁舎は、そのまま区役所に転用することが可能であり、市役所本庁舎に次ぐ候補施設である。

②用地確保の可能性

敷地面積が広く駐車場も十分に確保することができる(来客用駐車 240 台)。また、庁舎周辺には、芝生広場、生涯学習センターもあり、市民との協働や行政サービスの拠点としての機能も備える。

③交通の利便性

公共交通機関の利便性を考えた場合には、熊本市の中心部から放射線状にネットワーク形成されているため、熊本市役所庁舎以外の施設に区内全域から公共交通機関を利用して行くことは困難である。しかし、植木町は古くから交通の要衝の地として発展してきており、自家用車を利用した場合の利便性は高い。加えて熊本北バイパス、植木バイパスも整備が進められており、将来はさらに利便性が高まる。

④区内位置

行政区画編成をどのようにするかを検討を行っていないため、区内位置についての評価ができない。

⑤市民の日常生活における利便性

区役所の位置の決定にあたっては、利用する住民が買い物のついでに利用したり、病院の行き帰りに立ち寄ったりすることができるような拠点性の高い場所にすることが望ましい。その点、植木町役場庁舎周辺には公共施設、総合病院、金融機関、商業施設が集積しており、住民生活における拠点性が確保されている。

（４）検討結果

前述のように、植木町役場庁舎は、既存施設の活用、用地確保の可能性、市民の日常生活における利便性などの区役所設置要件を満たしている。

区役所の機能については、直接市民を対象とした「総合窓口サービス（諸届の受付や証明書の交付事務等の基礎的な窓口サービスに保健福祉関係の業務や生活保護等の福祉事務所の業務を加えたサービス）業務」、「土木関係の相談窓口等の業務」や区役所が市民によるコミュニティ活動の拠点として、市民と行政との協働を推進していくための「区のまちづくり推進に関する業務」を行う部署を置くこととし、位置は、本協議会として、植木町役場庁舎とする。

行政区の区割りについては、『行政区画等審議会』設置後に審議することとする。

